

平成 25 年度第 1 回佐倉市行政評価懇話会 要録

日時	平成 25 年 7 月 31 日 (水) 15 時 00 分～17 時 19 分	場所	佐倉市役所 議会棟第 1 委員会室
出席者	懇話会委員：浅田委員、宇田川委員、神委員、高橋委員、武藤委員 (委員長)、目等委員 (副委員長)、吉村委員 (五十音順)		
	事務局	福山企画政策部部長、井坂企画政策課長、上野主査、舎人主査、平岡主査補	
	その他		
内 容			
<p>部長着任挨拶</p> <p>事務局挨拶</p> <p>議事</p> <p>(1) 平成 24 年度評価結果に対する対応状況等について (委員長)</p> <p>今回は平成 25 年度の第 1 回目となるので、平成 24 年度の懇話会意見書に対する、市の現状と今後の方針について事務局から説明願いたい。</p> <p>また、昨年度は福祉部、健康こども部と意見交換を実施したが、今年度の評価をどのように実施していくかということがもう一つの議題として予定されている。</p> <p>(事務局)</p> <p>「平成 24 年度行政評価に関する意見書」に対する、各担当課からの現状と今後の方針を報告したい。福祉部・健康こども部所管のうち、主に回答担当部署は高齢者福祉課と子育て支援課の回答が多くなっている。</p> <p>資料 1 「平成 24 年度行政評価に関する意見書」への対応状況について</p> <p>資料 1 「平成 24 年度行政評価に関する意見書」への対応状況 をご覧いただきたい。</p> <p>1 番 総合窓口設置事業について。相談窓口の一元化や、関係部署の連携体制強化を行ってはどうかという意見をいただいたところだが、社会福祉課からは、総合窓口の設置は議論を重ねているが難しい部分が多く、もう少しスタイルを変えて、小域福祉圏という、身近な場所での相談窓口事業を充実させ、関係機関の有機的なネットワークを構築していきたいという回答を預かっている。</p> <p>2 番 民生委員・児童委員への支援の強化について。ご意見のとおり充実させていきたいという回答があった。</p> <p>3 番 関係課と連携して、ボランティアに参加しやすい仕組みづくり、市民で支える福祉へという部分については、担当課の社会福祉課以外にも自治人権推進課からも回答を受けている。関係課と連携していく、また、地域まちづくり協議会の設立を推進していく中で、地域ボランティアが参加しやすい仕組み作りを支援していきたいという回答だった。</p> <p>4 番、(仮称)地域福祉コーディネーターの設置については、懇話会意見でも、課題が多く残されており、実現可能性について再検討を要するのではないかという意見をいただいた。担当課からも、議論を重ねたところであるが、設置はかなり困難であるため、別の制度で相談事業の充実を図ってほしいという回答を受けている。</p> <p>5 番、佐倉市社会福祉協議会の事業について。市民に対し、積極的に広報をし、理解を得る工夫が必要ではないかという意見については、社会福祉協議会に要請していくという回答があった。</p> <p>6 番 施策について。「地域福祉活動が盛んだと感じる市民の割合」「地域福祉に関心のある市民の割合」という成果指標の設定について、意見をいただいた。これについては、それぞれ「地域で福祉活動を実施している人が認知されている割合」、「地域での見守り活動に協力すべきと思っている人の割合」として市民意識調査を実施した。</p>			

7番 保育ニーズの調査と、保育園の利用以外の新たな保育サービスの検討という意見については、今後、ニーズの調査をまず行い、これによって検討するという回答となっている。

8番 保育園の民設民営に関する説明資料について、より分かりやすい資料作成及び説明の充実と、民間保育園に対し、市が保育の質の確保に責任を持ち実施するよう意見をいただいた。今後、分かりやすい情報提供と、また、保育の質に関しては、「佐倉市保育・施設管理基準」を策定し、確保・向上に努めたいとの回答だった。

9番 子どもを育てる理想の環境づくりのための、教育委員会と連携または組織の一元化という意見については、検討していくとの回答があった。

10番 指標について。担当課からは、①病児・病後児保育事業の市内施設開設、②待機児童数ゼロを指標の目標値としていること、③施策と事業の関係が整理されていることを評価いただいたことについては感謝をしているということと、事業目的・成果を「見える化」させるため、指標の設定にはより一層工夫し、ホームページでの公表も、よりわかりやすい形を目指したいという回答だった。

11番 ひとり親家庭への就労支援に際し、「家庭保育員」への就労を勧めてはどうかという意見については、直接、家庭的保育員制度への推進は難しいが、別途、「母子家庭自立支援教育訓練給付金」により、保育士等の資格取得を勧める事で、保育士不足といった課題解決にもつながるため、こちらを検討しているという回答だった。

12番 学童保育所の設置場所は各学校施設の活用が望ましいため、学校との連携が必要なのではないかという意見については、円滑な調整と運営を考え、連携を図り、解決に向けて努力したいという回答だった。

13番 病児・病後児保育事業の市内施設開設を評価いただいた。これについては、市内に1か所、8月から1か所、事業所が増えるもので、今後も充実させ、制度の周知を図りたいとの回答だった。

14番 児童虐待について。関係課の連携を評価、今後の活動に期待いただいたことについては、関係部局との横断的連携により、児童虐待に取り組んでいきたいとの回答だった。

15番 子育てについて。地域住民による見守りなど、地域の温かい対応を促す取り組みの推進をとの意見をいただいた。子育て支援課からは、ファミリーサポート事業充実と関係機関との連携を行いたい、自治人権推進課からは自治会、町内会等の地域交流活動等を通じても行っているとの回答を得た。

16番 児童虐待防止のため、県児童相談所など関係機関との役割分担を明確にし、連携を図れるようにとの意見については、児童相談所の果たす役割の重要性を認識したうえで、連携を強化していきたいとの回答だった。

17番 児童虐待防止ネットワークの取り組みの周知と、虐待問題に対応できる職員の育成への意見をいただいた。児童虐待防止ネットワークについては、今後積極的な周知を図っていききたい、職員の育成については、訪問等の対応時に先輩後輩の原則2名で対応し、知識等を継承することと、班内で相談体制を整え、ベテラン職員のアドバイスを得られるようにし、また、研修会・勉強会等に積極的に参加して、最新知識と技術の習得に努めるようにしているとの回答だった。

18番 必要なサービスが潜在的な対象者に届くような取り組みの実施をするようにとの意見については、地域子育て支援センターを市内で実施し、その場所を通じて取り組むということも行っている。だが、懇話会意見のように、なかなか接点を持ってない対象者に対しては健診などの機会を捉え、事業につなげるなど、具体的な対策を検討したいとの回答だった。

19番 地域資源を活用した相互に支えあう新たな仕組みづくりについての提案をいただいた。この点については、ファミリーサポート事業に現在取り組んでいるところであり、また、今後、保育ニーズの調査も行うので、これらを踏まえながら、保育ニーズの検討をしていきたいという回答だった。

20番 毎日子どもに接しているスクールガードボランティアから、子どもの問題に関する情報提供ができないかという意見については、担当の子育て支援課と学務課から、連携強化を進めていきたいという回答があった。

21番 若い世代の育児不安解消のため、健康こども部と教育委員会との連携強化をという提案をいただいた。中・高生が自由に集まることのできる、「居場所」の整備が可能かどうか、他市の事例も踏まえて検討していきたいという回答だった。

22番 ファミリーサポートセンターの周知については、担い手のNPOに依頼しているとの回答を

受けている。

23 番 高齢者の新たな位置付けについて。単なる受益者としての高齢者という認識について見直しを行ってはどうかという意見については、現在、佐倉市の高齢化率が高くなっている中で、今後は、必要となる支援が受けられる体制を整えるとともに、健康で行動的な高齢期を過ごせる環境づくりが必要と考えているとの回答だった。

24 番 ①年齢要件でのサービス提供の見直し、②高齢者世帯の戸別訪問事業など安否確認、③高齢者の実態把握については、①年齢要件だけではないサービスの見直しを行う、②戸別訪問業務を行っている事業者と連携協定を締結し、見守りネットワーク事業により安否確認を行う、③高齢者の状況は「佐倉市高齢者福祉・介護計画」策定に併せたアンケート調査を実施し把握に努めているという回答だった。

25 番 高齢者施策のうち、「なくてはならない事業」の絞り込みについては、24 番①に関連するが、『佐倉市敬老祝金贈呈事業』、『敬老事業運営事業』、『はり・きゅう・マッサージ等施設利用助成事業』は、あわせて見直しを図っているという回答を受けている。

26 番 ①介護予防事業の周知の工夫、②「健康さくら21」で定められた健康寿命の延伸に関する取り組みに関しては複数の担当課間での連携を行ってはどうかという意見については、周知を工夫し、出前講座などを行い、普及啓発に努めているが、今後も更なる普及啓発に努めたいという回答だった。また、関係課の連携については、情報の共有や連携を積極的に進めるという回答になっている。

27 番 「認知症にやさしい佐倉」への積極的な取り組みと、更なる周知をはかるべきという意見については、平成23年度からは小中学生にも寸劇や紙芝居などを取り入れた講座の実施や、企業への出前講座などにより、周知にも寄与しているという回答を受けている。

28 番 敬老祝金贈呈事業の見直しについて。今後縮小の方向を検討していることについて、評価していただいた。具体的見直し内容については後ほど、別に説明する。

29 番 はり・きゅう・マッサージ等施設利用助成事業の見直しについて。論議時には継続の方向性だったが、委員会から縮小も可能との意見をいただき、その後、縮小されている。

30 番 地域包括支援センターの認知度を高めるため、愛称をつけてはどうかという意見をいただいた。担当課からは「地域包括支援センター」という名称が、今の時点でだいぶ認知が図られているので、佐倉市においては名称を継続していきたい、市民意識調査で「地域包括支援センター」という名称を知っていると答えた割合の約30%については、低いものではない、要介護・要支援のかたからは68%の認知度であり、また、高齢者は名称が変わることに違和感があるのではないかという回答だった。

31 番 市民意識調査結果を踏まえた、事業に関する周知と設問の再設定の検討について。今回は設問方法を工夫し、事業概要を説明したうえで市民の意識を問う方法に変更している。今後も設問の設定等については工夫の余地があるかという回答を受けている。

32 番 団塊世代の活躍の場を広げる取組みを市や地域で企画してはどうかという意見については、高齢者福祉課からは高齢者クラブへの参加やシルバー人材センター等における活躍を期待しているという回答だった。また、自治人権推進課からは、「地域まちづくり協議会」の中で活躍の場を想定しているという回答を受けている。

33 番 高齢者施策担当課と教育委員会との連携について。市民カレッジ事業やコミュニティカレッジ事業等、事業の目的や効果が同一の事業について、部局を超えて連携強化を図れないかという提案には、情報提供等を含む活動の基本となるカリキュラムを取り入れることを提案し、高齢者の生きがいづくりに関する事業に繋がられるよう連携を図りたいという回答だった。

34 番 敬老事業について。敬老事業への参加率が地域によってばらつきがあり、参加率の高い地域の事例について情報共有を図れないか、また、コーディネーターの配置などが工夫できないか、類似の事業との重複の見直しについてもあわせて精査してはどうかという意見をいただいた。これについては、敬老事業対象者の年齢の見直し等は行わず、佐倉市民憲章推進協議会の90歳お祝い事業を取り込むこととした。今後は、敬老会事業は地域交流を深める目的としているため、参加率としている現在の指標の変更について検討したいとの回答だった。

35 番 高齢者クラブについて。高齢者のニーズを把握し、活動内容や組織形態の見直しを行ってはどうか、また、そのための他市事例の研究をするべきであるとの意見をいただいた。このことについて、高齢者のニーズが高齢者クラブと違い、活動自体に意義があること、また、加入率についてはもう少し

上げるよう工夫したいとの回答だった。

36 番 高齢者就業機会確保事業について。就業確保という目的に事業内容が合致したものとなるよう検討してはどうかという意見については、シルバー人材センター事業が就業につながるような講座となるように、検討したいとの回答だった。

37 番 介護保険制度の周知を図るとともに、支援を必要とする人を探し出す取り組みを検討することについては、介護保険のアウトリーチのため、周知の工夫を図ることとしたい。また、関係団体や機関と連携し、引き続き支援を必要とする高齢者の情報収集に努めたいという回答を受けている。

資料 2 「平成 24 年度行政評価に関する意見」 予算等への反映状況

資料 2 「平成 24 年度行政評価に関する意見」 予算等への反映状況 をご覧いただきたい。

金額面で見直しがなされたものを中心に説明する。

まず、高齢者サービスの見直しの中で、同項目の敬老金祝金贈呈事業、はり・きゅう・マッサージ等施設利用助成事業に関して事業の縮小を行った。敬老事業運営事業は制度を見直し、増額を行ったが、敬老祝金で圧縮された額をこちらに足しこみ、3 事業全体では大幅な縮小となった。

安否確認など高齢者の実態把握のために、高齢者安心キット給付事業を開始し、高齢者事業としては拡大した部分もあるため、委員会のご指摘とあわせ全体の見直しを行った。

保育サービスの多様化に関しては 家庭保育運営事業が家庭保育園制度の充実のため拡大、新規事業の子育て支援企画推進事業については、ニーズ調査の実施と保育園の民営化に伴う第三者評価の実施を行うもので、全体としては増額となっている。また、ひとり親家庭等自立支援事業については、先ほど説明した諸般の懸案について検討しているところである。

質疑

(委員長)

各委員から、事務局の説明に対する質問、意見を伺いたいが、この平成 24 年度評価結果に対する対応状況等事務局説明を受けたうえで、懇話会として、「了解した」で終わるのか、更に踏み込めるものなのか。

(事務局) 期限のないやり取りはできないが、意見をいただければ担当課にお伝えする。

(委員長) 資料 1 30 番、地域包括支援センターの名称について。地域包括支援センターという名称は、すべての分野を支援してくれるという印象を持つが、実際は高齢者の介護に限られている。どこの地域にも存在する、子育てや自治会、ごみの問題などには対応できないので、そもそもの名称がおかしいという意味もあった。法律で決まっている名称なので変更はできないが、愛称をつけてはどうかという趣旨だった。そういう意味での問題提起だったことを伝えてほしい。

(神委員)

栄町の子育てセンターは「アップル」といい、お母さん方が「明日、アップルで待ち合わせしましょう」という使われ方をしている。「包括支援センターで」より「アップルで」のほうが通りやすい。

(宇田川委員)

資料 2 について。全体的に懇話会の意見が反映されていることは評価するが、高齢者に対するお祝い金のサービス状況が分かりにくい。

敬老金祝金贈呈事業による祝金は敬老会で贈呈している。

敬老会の時に 75 歳以上の方に贈呈される記念品が、今年度から地域商品券となったが、このほかに、地区社会福祉協議会から記念品も贈呈されている。地区社会福祉協議会からの記念品の財源は市が社会福祉協議会に敬老会補助金として支出しているものの一部ではないか。記念品については一本化し、財源は他の分野に役立つべきだと懇話会からはお話ししたはずだ。この部分について確認してほしい。努力したということは全体として評価したい。

(目等委員)

確認の結果については、次回会議前に報告されたい。市の敬老事業として、数字上は削減されているが、市と社会福祉協議会との連携が取れていないという印象を受ける。敬老会を運営する立場からも事務が煩雑になり、疑問を持っている。この部分については、更に整理を進めるべきだろう。

(委員長)

次回までに回答願いたい。

(宇田川委員)

資料2 高齢者安心キット給付事業について。これは、本人の通院歴や服薬状況等を入れたキットを冷蔵庫などに入れておき、万一の際に駆けつけた救急隊が確認するためのものだが、臨時事業という区分になっている。これは今年限りの事業という意味か。

(事務局)

経常事業は継続的に毎年支出が見込まれる事業で、臨時事業は政策的判断を伴うものである。単年度という意味ではない。

~~(宇田川委員)~~

~~今年75歳の人だけが対象となり、来年75歳の人を外れてしまっは事業として矛盾がある。~~

(委員長)

実施計画書(第2回改訂版)p.78に26年度以降も掲載されているが、臨時なので予算がついているとは限らないということか。

(企画政策課長)

法的に支払義務があるものについては、義務的経費であり、それ以外に経常的に支出される経費は枠配分されている。現時点ではその中に入っていないものは臨時扱いとなり、実施計画に基づいて予算が計上される。現在、臨時の事業も、次の計画の時点では経常扱いになることもありうる。予算編成上の区分なので、1年限りだということでないことは理解願いたい。

(委員長)

高齢者安心キットについては、個人情報を保管するものであるため、さまざまな意見もあるようなので、円滑に進められたい。

(吉村委員)

保管場所が冷蔵庫である意味は何か。

(委員長)

当事業が開始される前から、先進的に行っている自治体の仕組みを踏襲した。今回は敬老会で配付する予定である。

(神委員)

11番 母子家庭自立支援教育訓練給付金について。保育士の資格取得することについては評価する。しかし、現在、保育士不足といわれているが、解消のための雇用形態はパートやアルバイトであり、どこの自治体でもあまり正職員での雇用はない。母子家庭自立支援教育訓練により育成された保育士による雇用の想定はどのようなものか。

(企画政策課長)

この事業では、保育士の資格取得後、自分で職を得てもらうことを想定している。佐倉市では、現在、半分以上の保育士が臨時職員である。このような中、今回、一部の保育園を集約し、理想形としては現在の臨時職員が新設の民間保育園で正職員として雇用され、残った正職員で市の保育園を運営するということを想定している。新設された民間保育園では一部の臨時職員も入るということもあるが、現在の佐倉市の保育園の中で大部分が臨時職員という事態を解消していきたい。

(委員長)

保育士の資格取得には2年間かかるものなのか。

(吉村委員)

通信教育などの手段もあるが、1回で合格というのは難しい。ひとり親の自立支援というのはほかにも手段があると思うが、どのようなものがあるか。

(事務局)

本日、資料を持参していないので、後ほどお答えしたい。

(委員長)

保育士や介護の資格を持っている人は多いが、その給与水準は生活できないため、別の仕事についている人が多いと聞く。佐倉市だけでは難しいことだが、保育に対する社会的支出を考えてかないと、保

育士不足やヘルパーの不足は解消できないのではないかと考える。

(宇田川委員)

33 番 市民カレッジ事業等について。この事業は、個人の知識の習得を目的としているが、4 年間勉強したうえで、その知識を活用して地域で活躍してもらうことも大切だろう。今年度開始されるコミュニティカレッジ事業では、卒業した人が地域のリーダー的存在になれるような方向を願いたい。また、市民カレッジの卒業生にも社会に還元していく活動をしてほしい。

(神委員)

コミュニティカレッジと市民カレッジの違いは何か。

(吉村委員)

市民カレッジは4年制で、大学のように自分が学びたい分野、例えば情報学や福祉などを学びたい人が学んでいく。

コミュニティカレッジは2年制で、1年生が人間学でコミュニケーションや発達、地域の問題などを学ぶ。2年生が地域学だが、今年度開始事業であるため現在カリキュラム作成中である。参加者は市民カレッジなどいろいろなところを卒業された方たちで、とても意欲がある。活動の基本となるカリキュラムについては、とても重要なものなので、各方面から率直な意見を受け、来年度どのようなカリキュラムを組むかが大切だ。また、先ほどの、宇田川委員の意見のように、卒業後、どう生かしていくかが課題である。

~~(宇田川委員)~~

~~現在の市民カレッジ事業には、地域で活動する場という視点が欠けている。その反省を受けてコミュニティカレッジを作ったのだろうが、税金を使って勉強をしているなら、効果を地域に還元すべきだ。~~

(神委員)

これらの事業の利用者負担はどのような状況か。

(事務局)

市民カレッジは年間 10,000 円である。

(吉村委員)

コミュニティカレッジでは、実費は徴収するが、無料である。

(浅田委員)

4年間勉強して、世の中の役に立たないと、カレッジ事業という仕組みがもったいないし、モチベーションも続かないのではないか。

(宇田川委員)

市民カレッジ事業は知識の習得を目的としているが、卒業して地域で活躍する、還元していくという視点も大切だ。

(企画政策部長)

市民カレッジで知り合った方たちが、このまま卒業して解散するのはもったいないからと、自然発生的にボランティアを始めることはよく見られる。

(浅田委員)

卒業の際はボランティアをするという条件を付けて募集してはどうか。

(委員長)

その条件では入学希望者が減少してしまうだろう。

(企画政策課長)

地域還元の視点はカリキュラムに随時入れているが、それを強制はしていない。

(委員長)

ここでの問題は、継続的に関心を持っていただきたいが、この場ではここまでとしたい。

(2) 平成 25 年度評価方針等について

(委員長)

次に、今年具体的にどのように施策評価に意見を述べていくかを懇話会として決めたい。昨年度から確認されていることだが、評価は個別の事業ではなく、施策評価を重視し、評価結果に基づき、その施策推進の具体的な手段として事業を見るという順序で懇話会としても意見を述べることになる。昨年度

は福祉部・健康子ども部が主に所管する第1章の中から、7基本施策を選択して意見を述べた。基本施策は全部で57施策あるため、全部網羅するのは困難だと判断し、絞りこみを行った。

本年度は 昨年度までのものも踏まえたうえで、部局、分野、章、テーマとして、どのように選択するかについて意見を頂きたい。まず事務局から説明のうえ、本年度の方向について委員間で話し合いたい。

資料3 部局との意見交換について

(事務局)

資料3 部局との意見交換について をご覧いただきたい。

本懇話会では、平成19年度より所管で行った行政評価(事業評価、施策評価)についてご意見をいただき、平成21年度からは部局と直接、意見交換を行ったうえで、ご意見をいただいている。平成21年度は、全部局との意見交換を行ったが、平成22年度からは、更に深い議論を行ったほうがいいのではないかと、部局を絞り、議論した。平成22年度は、教育委員会、平成23年度は都市部、土木部、平成24年度は福祉部、健康子ども部と意見交換を行い、意見書をいただいた。

まだ意見交換を行っていない部・室は、産業振興部、環境部、総務部、企画政策部、市民部、資産管理経営室など。第4次佐倉市総合計画の章別では、環境部2章、産業振興部4章、総務部・税務部・市民部・企画政策部・資産管理経営室などの6章の27基本施策についてが、未実施となっている。

以下、章別に説明する。

資料4 第4次佐倉市総合計画体系表

資料4 第4次佐倉市総合計画体系表をご覧いただきたい。

第1章 地域福祉、子育て、高齢者に関する施策に関する部門は平成24年度に実施している。

第2章 本市の自然の象徴的な存在である印旛沼と地域に特徴的な谷津環境、それらをめぐる水系の保全などの「自然環境」、廃棄物などの処理、ごみの減量化、不法投棄の防止など「生活環境」、震災以降、佐倉市においても特に重点的に取り組んでいる「防災」のほか、「防犯」「消防」「市民相談」などとなっている。

第3章 教育委員会については、学校教育、社会教育、健康、給食、スポーツ、佐倉学など。所管は教育委員会、健康子ども部の一部、生涯スポーツ課である。平成22年度に意見交換を実施し、平成23年7月に意見書をいただいたところである。

第4章 後継者育成や新規就農者の受入環境を整えるなどの担い手の確保や育成、耕作放棄地の解消に向けた取組、6次産業化へ向けた取組など「農業」、総合的な経済活性化を図るための地域経済を支える中小企業の発展に向けた取組、新たな産業の誘致などについて記述した「産業経済の活性化」「雇用」、また、佐倉市の魅力となりうる、歴史、文化、芸術などを活かした観光の拡充、市のPRなどのシティープロモーションなど「主に観光」。文化については、教育委員会実施の際に、文化課について意見交換を行っている。

第5章 都市計画、住環境、道路環境、公園、下水道など。平成23年度に意見交換を行って、意見書をいただいている。

第6章 地域のまちづくり活動の環境整備、まちづくりへの市民の関心を高めること、また、地域活動への支援など「地域コミュニティ」、ボランティア、NPO活動などの市民公益活動の促進、これらに対応する環境整備など「市民活動」、市民の方々の意見を市政に反映することができるようにする「情報発信、市政情報の提供、市民意見の反映」、その他、「人権」「男女平等参画の推進」「平和」「国際化」「行政運営」「財政運営」「資産管理」「市民サービス」など、管理系・事務系という色が濃い分野である。

資料5 今後のスケジュール(案)

資料5 今後のスケジュール(案)をご覧いただきたい。

今後は、1回の懇話会につき2点か3点の基本施策について意見交換を行うことを想定している。これ以上詰め込むと、議論が深まらないおそれがある。意見書をいただくまでは、3~4回程度の意見交換が目安と考えている。これは当方の案であるため、後ほど議論いただきたい。

実施計画書（第2回改訂版）

第4次佐倉市総合計画は、今年度で3年目を迎えるが、この第2回改訂版では、特に3点について大きく見直ししている。

1点目の防災・減災対策では、学校の校舎等の施設の耐震化工事の前倒し実施、2点目の子育て支援策としては、家庭保育制度について内容の拡充、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定を行うこととしている。3点目は長期的な視点にもとづく産業振興施策として、農業の6次産業化、ふるさと広場周辺の活性化及びそれらを含む農産漁村活性化計画の策定などの新規事業を加え、中小企業への融資制度の拡大などを充実させることとした。

質疑

（委員長）

まず、対象分野について。まだ意見交換を実施していない分野・部局から考えるか、またはテーマで考えるか。1日で2,3の基本施策の意見交換が可能であるなら、まだ議論されていない章からそれぞれ1日分というやりかたもできるだろう。あるいは関心のある分野に重点を置いて意見交換をするのも一つの方法だろう。

（目等委員）現在の委員の任期は今年度限りということなら、残りすべてを議論してもいいのではないか。全施策ではなく、内容を選ぶなら3分野も可能だろう。3日×3施策で9施策、幅を持たせて7～11施策ではどれを選ぶか、今考えている。

（事務局）全施策を行うのは難しく、議論も深まらない。

ほかで既に出ているような分野ではなく、懇話会独自の視点で選んでいただけるといいかと思う。

（目等委員）総務・企画は議論の余地は少ないか。環境については議論しなくてはならないと個人的には考えている。

（委員長）個人的な提案としては2章では防災を取り上げなくてはならないと思っている。震災後、2年が経過し、だんだん風化していくという危惧がある。4章では農業か中小企業支援かといえば、難しいところもあるかと思うが中小企業支援か。6章では自治人権推進課の部分だろうか。

（神委員）自分も自治人権推進課の4施策については関心がある。4章の中小企業支援と農業は分けるという趣旨は何か。知人でも農家出身ではないが、佐倉に農家に研修に来ている人がいる。

（委員長）佐倉の農業はしっかりしていると聞いている。それよりも中小企業の問題で地場産業や商店街の活性化が課題かと考えた。

（神委員）趣旨は理解した。

（委員長）農水省系か経産省系かという区分でもある。

（浅田委員）私は佐倉市の産業振興という観点からこの2つは分けなくてもいいかと思う。産業振興の観点ではこれらは同じもの。商店街や農業、起業する人達すべてに佐倉市の産業振興がどう関わるか、その評価制度を精査したほうがいいのではないかと考えている。商工会議所でよく話題に出るのは後継者問題。後継者が東京などに出て行ってしまい、廃業せざるを得ないという人達がいる。それに対しどういう支援の仕方ができるか。まちを活性化するという観点から、観光資源を含めて産業振興のもつ課題と考える。

（委員長）これら全部ということか。

（浅田委員）農業、中小企業、商店などの産業支援と、防災関係が優先かと考える。

（委員長）産業振興分野には福祉産業は入っていないのか。

（事務局）入っていない。

（浅田委員）佐倉の素晴らしい文化資源をビジネスに活用できないかという視点もあるのではないか。

（吉村委員）文化については、平成22年に議論したというのはあまり考慮しなくてもいいものか。

（目等委員）平成22年度は意見交換がなかったので、また角度が違ってくるのではないか。

（委員長）6章、コミュニティの中ではどの部分について取り上げたらいいか。

（浅田委員）6の国際化もいい。

（宇田川委員）47の地域コミュニティ、48市民活動などはどうだろうか。

(委員長) 神委員、基本施策4についてはどうか。

(神委員) 49の人権や、50男女平等参画推進は興味深いが、どこも同じになってしまうおそれがある。47,48を中心として、49,50も関連付けていただきたい。

(委員長) 自治人権ということでこれらを1回で行うことで可能か。

2章では防災ということで17 消防・救急体制、18 防災体制、19 防犯・交通安全を選ぶというのはどうか。

4章では31 農業から37 観光、あるいは39 芸術・文化も含めてどれを選ぶか、議論したい。

(浅田委員) まず34 企業活動。そして33 商店街。それから32 農村環境。優先順位はその3つか。

(委員長) 35 企業誘致などはどうか。

(浅田委員) 34の中に商店街や農業関係も含まれ、その結果、企業誘致なども含まれるのではないか。37の観光や、38 歴史・文化、39 芸術・文化にも関連がある。

(目等委員) 2章、環境が抜けている。

(委員長) では2章については17 消防・救急体制は除き、18 防災体制、19 防犯・交通安全と14 自然環境の保全でいかがか。15 地球温暖化の防止を含めると、話が大きくなりすぎるきらいがある。

(浅田委員) 印旛沼の水質は日本で最悪なままで、佐倉が抱えている大きな問題の一つだ。

(高橋委員) 私は16 廃棄物・不法投棄対策も気になる。

(委員長) 今までのものをまとめると、2章は14,16,18,19となるが、1日でやるのは少し大変かもしれない。4章は34を中心に33 商店街32 農村環境36 雇用ということだったが。

(宇田川委員) 5章42 道路を入れてほしい。通学路の問題も考えたい。歩道がない通学路が佐倉市には多いが、市として危険箇所に対する考え方や施策を聞きたい。

(事務局) 事業の中身は、街灯やガードレールが中心である。

(宇田川委員) そういう施策のなかで、子どもの安全を考えてきたことがあったのか。

(委員長) 交通安全は警察の管轄が多い。交通安全ということなら、防犯分野か。道路拡張は難しいので、カラー舗装や道を狭くするとか蛇行させるとか、バンプなどの施策もあるが、普遍的な施策はない。

(宇田川委員) 標識一つにも多くの管轄がある。横断歩道の塗装を警察に申請しても順番待ちである。市の行政の施策と絡めて何か上手くいかないか考えたい。

(神委員) 2章19 防犯・交通安全の中に交通安全も含まれている。

(目等委員) その中で議論すればいいのではないか。事務局には、23年度に5章でどのような議論がなされたか確認してほしい。

(企画政策課長) 交通は今土木部の所管なので、担当課がある程度答えられると思う。

(浅田委員) 4章 佐倉ならではの産業・工業には、38 歴史・文化なども関係あるのではないか。

(事務局) 34 企業活動と関連付けるなら37 観光のほうがいいのではないか。このスケジュールはかなり厳しいので、所管が増えると1日では終わらないのではないか。

2章も今のボリュームでは1日は難しい。今年は意見交換だけとするなら可能。

(企画政策課長)

意見交換は10月に終わっていないと予算に反映できない。

(事務局)

長期的、後期の実施計画に反映させるというなら1月くらいまで意見交換を行うことも可能である。

(委員長) 環境は長期的な目で見ると防犯を先に行い、環境を後にしてもいいのではないか。

(事務局) 印旛沼は広域水源なので、国土交通省なども関連する。

(委員長) 環境は長期的なものなので、来年度の予算に反映させることは考えずに、2章は防災を中心、4章は先に議論したような形で6章は自治人権推進課を中心にとすることでよろしいか。

(事務局) 次回、この部分に関する資料を用意するので、ご覧いただき、改めてご確認いただき、順番なども審議いただき、その次の回から各課との意見交換をお願いしたい。次回はまた事務局からご説明する。

その他

次回のスケジュール調整

(17時19分 終了)

No.	基本施策	施策	個別事業名	意見書タイトル	記述部分	回答ポイント	回答担当部署	関連部署	回答欄
1	地域福祉活動が盛んなまちにします	施策1 「わかりやすい相談窓口と情報の発信につとめます」	総合窓口設置事業 P12	・相談窓口の一元化、連携体制の強化 P7	高齢化社会となり、ひとり暮らしの高齢者や、身近に相談のできる人がいない高齢者の増加等に伴い、地域社会における福祉ニーズは高まっており、あわせて相談・支援内容が複雑・多様化している状況です。 そのようなことから「基本的方針」にあるとおり、福祉サービスに関する相談窓口の一元化に努めるとともに、行政、地域住民、地域支援団体などが協力・連携する中で、地域の様々な課題の解決に向けて連携体制の更なる強化を推進していくことが重要だと考えます。 「わかりやすい相談窓口と情報の発信に努めます」という施策において、総合的な福祉支援体制づくりを進めるべきと考えます。組織的な相談体制づくりが必要であり、そのためには、現在複数部署が個別に行っている相談事業などを見直し、福祉を総合的に考えるべきと考えます。また「地域福祉活動を盛んにします」という施策に対し、実現手段である事業数が不足しているように感じます。各種の相談事業をこの施策に集約することで、相談体制全体を見渡せるようにすることも検討してください。	①現在、複数部署が個別に行っている相談事業を見直し、一元化を図るなど、連携体制の強化。 ②「地域福祉活動を盛んにします」という施策の手段不足(相談事業の集約など)についての改善。	社会福祉課		第2次佐倉市地域福祉計画においては、地域を3層の構造に設定し、市全域を「基本福祉圏」、高齢者福祉・介護計画に定める5つの日常生活圏を「中域福祉圏」、14の地区社会福祉協議会のエリアを「小域福祉圏」と位置付けております。 計画においては、「中域福祉圏に(仮称)地域福祉コーディネーターを配置した、総合相談窓口の設置を検討する」となっておりまして、市では、地域福祉計画庁内検討会において議論・検証を重ねるとともに、地域福祉計画推進委員会、地域福祉推進会議(社会福祉協議会と合同で設置)においても議論を重ねてきたところです。議論・検討の結果、地域における相談・支援体制の在り方については、住民に一番身近な「小域福祉圏」において支え合いや助け合いを構築し、住民相互による互助や共助を高めていく。中域福祉圏においては、地域包括支援センター(高齢者)、相談支援事業所(障害者)、子育て支援センター(子ども)等の各専門機関がそれぞれ専門性・スキルを高めるとともに、機関同士の連携による支援や地域と密着した事業を展開していく。そして、行政は、公助として基盤事業や各種法のサービスの整備・展開を着実にしつつ、重層的課題に対しては、関係部署が連携して対応に当たり、また、中域・小域に対する支援を行っていく。このような体制を構築していくことを考えております。 一口に福祉の相談といっても、内実は多種多様であり、身近な人との日常会話の中で解決されるものもあれば、専門機関の介入が必要になるものまで千差万別であると思われまます。総合的な相談の窓口を整備する体制よりも、住民が一番身近な隣近所や自治会・町内会、市内の各専門機関、行政等がそれぞれ適切な繋ぎを行い支援の輪が広がって行くような、地域全体で有機的な福祉のネットワークを構築していく取り組みを進めていきます。
2		施策2 「だれもが地域で福祉に関心を持ち、ともに支え合うまちづくりに務めます」	民生委員・児童委員活動支援事業 P10	・民生委員・児童委員への支援 P8	高齢者の身近な相談相手として、地域で積極的に活動している民生委員・児童委員の存在は大変重要であると考えます。民生委員・児童委員はボランティアで活動しており、多くの委員がその活動に社会的意義を見出している一方で、地域によっては欠員が出ている状況があります。 民生委員・児童委員は、町内会等から推薦を受けていますが、町内会等の代表者は1年で交代する場合が多く、町内会等からのサポートが十分といえない事例もあるようです。また民生委員・児童委員の仕事は、自主的に実施する一般のボランティアのように「できるときにできることをする」だけでは済まされず、内容、時間、場所なども選べず、何かあればその責任を問われるなど、厳しい環境におかれています。行政と連絡を密にとることができ体制を強化することももちろん、研修会などを通じて、民生委員同士や他の福祉団体との連携が図れる環境を作っていく必要があります。	・民生委員・児童委員への支援(連絡体制の強化・研修会など横のつながりづくり)の強化。	社会福祉課		少子高齢化社会の進展により、今後、民生委員・児童委員の業務、役割はさらに増大するものと考えられることから、民生委員児童委員活動を支援する仕組み、体制についてさらに充実させるよう取り組んでいきます。
3		施策2 「だれもが地域で福祉に関心を持ち、ともに支え合うまちづくりに務めます」	施策	・参加しやすい仕組みづくり～市民で支える福祉へ～ P8	福祉分野への市民の参加については、これまでは福祉に理解がある意欲の高い人だけに頼っていたところがありましたが、もっと身近で、もう少し気軽にボランティア活動に参加できる仕組みが必要と考えます。健康な高齢者や、普段は会社勤めの人や週末などに気軽に参加できるようにするなど、参加方法の選択肢を増やすことが必要です。例えば、(仮称)地域支援員などの、佐倉市独自の仕組みを研究してみてはどうでしょうか。震災以降、町内会や自治会、地区社協などの活躍により、地域の力は見直されています。佐倉市においても地域防犯活動、自主防災組織などの例にみられるように、地域の方々による共助の力は非常に重要です。 福祉分野だけでなく、第3章の基本施策2 生涯学習が盛んなまちづくり、基本施策4 家庭・地域とともに青少年を育むまちづくり、第6章 基本施策2 ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちづくりなどの施策と連携させ、市民と協力しながら取り組んで欲しいと考えます。行政が行うこと、団体、NPOが行うこと、地域住民が担うこと、それぞれの役割を十分に理解した上で、お互いが長所を生かし、短所を補うことができるような調整役として、行政の役割は、ますます重要になっています。 地域活動が盛んなまちになるように、他市町村の事例も参考にしながら、地区ごとの状況を理解した上で、その力を十分に発揮してもらうための環境を整備するなど、積極的に地域の力を活用していただきたいと思っております。	・関係課と連携して、ボランティアに参加しやすい仕組みづくり。地域の力の活用。	社会福祉課	社会教育課 児童青少年課 自治人権推進課	◆超高齢化社会に対応して、高齢者が地域で安心して暮らし続けることができるようにするためには、「自助」「共助・互助」「公助」が相互に関わりながら、地域に合った取り組みが行われるよう、地域での支え合いや助け合いが機能する体制づくりを推進していく必要があります。そのために、各世代の市民が福祉のまちづくりに関心を持ち、さらには参加を促進するような取り組みについて、関係課と連携し検討していきます。(社会福祉課) ◆地域の力を活用する場としては、町内会や自治会、地区社協、ボランティア団体等の他に、小学校を基準とする区域内で活動する団体(自治会や、地区社協、学校、PTA等)で構成する「地域まちづくり協議会」の設立を推進しています。(自治人権推進課)

No.	基本施策	施策	個別事業名	意見書タイトル	記述部分	回答ポイント	回答担当部署	関連部署	回答欄
4	地域福祉活動が盛んなまちにします	施策2 「だれもが地域で福祉に関心を持ち、ともに支え合うまちづくりに務めます」	地域福祉コーディネーター設置事業 P18	窓口設置事業について P9	担当部局では「福祉サービスに関する窓口の一元化、ワンストップサービスの総合窓口設置や地域の総合相談窓口として地域福祉のコーディネート機能を持つ（仮称）地域福祉コーディネーターの設置については、各課の連携が必要」と分析していますが、設置にあたっては、解決すべき様々な課題があると思えます。地域福祉計画では、地域福祉コーディネーターについて「何らかの支えを必要とする方に対し、自治会・町内会等、民生委員・児童委員、ボランティア団体などの福祉活動を調整することで生活支援や問題の解決に努め、それでも解決できない場合は専門機関などにつなぐ調整役」と記載されています。新しい組織を作っていくのか、既存の団体や人材を生かしていくのか、その具体的な位置づけや活動範囲、既存相談体制との役割分担などについて、他市町村の事例などを参考に、再度確認する必要があります。また、人員体制や経費の面で、実現が可能か、また実現のために何が必要かなどを整理する必要があります。	（仮称）地域福祉コーディネーター設置に向けて、解決すべき課題の洗い出しと、実現可能性についての再検討。	社会福祉課		第2次佐倉市地域福祉計画に位置付けられている（仮称）地域福祉コーディネーターの設置を検討することにつきまして、市では、地域福祉計画内検討会において議論・検証を重ねるとともに、地域福祉計画推進委員会、地域福祉推進会議（社会福祉協議会と合同で設置）においても議論を重ねてきたところで、議論・検討の結果、（仮称）地域福祉コーディネーターについては、法的な資格制度として位置付けられているものではないことから、行政が専門職として設置することは困難であること。また、（仮称）地域福祉コーディネーターを設置して、コーディネーターが相談・支援に関して責任を負うという体制ではなく、地域において存在する様々な社会資源の調整・コーディネートについては、地域福祉の推進主体である社会福祉協議会がその中心的役割を担いつつ、行政や専門機関、地区社協、自治会・町内会、民生委員、NPO、ボランティア団体等、福祉に関するあらゆる機関や団体等がそれぞれコーディネートしていく機能を持っていることを認識し、適切な繋ぎや支援の輪が広がって行くような地域づくりを関係機関等と連携して進めていきます。
		施策2 「だれもが地域で福祉に関心を持ち、ともに支え合うまちづくりに務めます」	地域福祉推進団体助成事業 P15	地域福祉推進団体助成事業（社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会について）P9	社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会が担っている事業や役割の多くは収益を出すことが難しいものです。それらの事業や役割の重要性や成果について、行政評価の資料を用いながら、わかりやすく説明することが、この事業の効果と経費について市民に理解を得ることにつながります。「今後の課題点」で担当課が記載しているとおり、経営の効率化と自主財源の確保とあわせて、市民への説明、積極的な広報活動が重要です。必要以上に経費の削減を求められることがないように、今後も、説得力のある資料を用いて、市民の理解を得られるように努めてください。	・佐倉市社会福祉協議会が担っている事業や役割の重要性、またその効果と成果について、市民の理解が深まるように、分かりやすい資料の提供、市民への説明、積極的な広報活動の実施。	社会福祉課		市内全域で市民を対象に公益性、公共性の高い地域福祉推進事業を展開している社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会の情報公開、広報活動については、引き続き積極的に行うよう要請してまいります。また、社会福祉協議会の自主財源の確保、事業内容の明確化を進めるため、補助金の業務委託化を進めてまいります。
		施策2 「だれもが地域で福祉に関心を持ち、ともに支え合うまちづくりに務めます」	施策		・施策について ・指標について P9	「地域福祉活動が盛んと感じる市民の割合」、「地域福祉に関心のある市民の割合」を高めることを成果指標と設定していますが、測定が難しい指標です。測定方法は市民意識調査となりますが、その設問としては「地域福祉活動が盛んだと感じますか」となり、市民にとって判断しづらい設問となります。地域活動の状況を示す指標を複数設定することで、成果を測る方法も考えられます。例えば、福祉サービスと相談体制に満足している市民の割合、地域で福祉に関する活動に参加したことのある市民の割合、町内会等やNPOなど地域の福祉団体が積極的に事業に取り組んでいると感じる市民の割合、市内の施設のバリアフリーが進んでいると思う市民の割合など、具体的な指標の設定を検討してください。また施策を実現する事業についても見直しを行い、これからの少子高齢化社会の進展の中で求められる内容となるよう整えていく必要があります。	・基本施策1施策評価における成果指標の見直し。 ・施策実現に有効な事業の見直し。	社会福祉課	

「平成24年度行政評価に関する意見書」への対応状況について

資料1

平成25年7月31日

平成25年第1回佐倉市行政評価懇話会

No.	基本施策	施策	個別事業名	意見書タイトル	記述部分	回答ポイント	回答担当部署	関連部署	回答欄
7	安心して子どもを育て、子育てしやすいまちにします	施策1「保育サービスの拡充を図ります」	施策	・保育サービスの多様化 P11	今後の保育園の在り方については、「佐倉市立保育園等の在り方に関する基本方針」に基づく施策を実行する中で、時期を定めて成果やコストなど、多方面から評価をしていく必要があると考えます。 就労形態の多様化などから、現在では、週5日・フルタイム以外の勤務形態の人も多く、保育ニーズも年々多様化しています。また、0歳から2歳までの待機児童が増加している状況もあります。誰でも安心して子どもを預けられるように、通常保育や一時保育以外にも様々なニーズに対応できる保育サービスを提供する必要があります。 市の現状と課題の分析において、「保育ニーズの多様化に対応する保育サービスが求められている」とありますが、認可保育園は多様なニーズに対応する手段の一つにすぎません。保育園以外の選択肢が豊富になることで、待機児童の問題や財政面での解決につながる事が考えられます。どのようなニーズがあるのかを調査し、それに対応する保育サービスを検討してください。	・保育ニーズの調査と、保育園の利用以外の新たな保育サービスの検討。	子育て支援課		子育てで世代を取り巻く社会環境の変化により、保育ニーズはますます増加・多様化しております。その対策は、まず的確にニーズを把握し、どのサービスが不足しているかを分析し重点的に拡充させていくことが最も効果的な手法と認識しております。報道などで取り上げられている横浜市でも、このような取り組みが進められたと聞いております。 現在、国において、平成27年度からの大きな子育て支援施策の改正である「子ども・子育て支援新制度」が検討されておりますが、その中で、「市町村はニーズを把握し事業計画を策定する」とされております。まだ国から詳細な調査項目などは示されておませんが、今年度中にはニーズ調査を実施いたしますので、まずは佐倉市の地域性をふまえた的確なニーズの把握ができるよう努めてまいります。
8		施策1「保育サービスの拡充を図ります」	施策	・民設民営に関する説明について P12	佐倉市の公立保育園では正職員の割合が低く、非常勤補佐員の割合が高い状況があります。反対に民間保育園は正職員の割合が多くなっています。市では市民に改革の意図を周知するために、民間保育園と公立保育園の現状、対応方法等に関する資料を提示しています。しかし、多くの市民に十分理解されているとはいえないのが現状だと思えます。今後、保護者等への説明に際しては、分かりやすい資料の提供等により、市の考え方を理解してもらおう工夫を期待します。例えば、保育園の総事業費、児童1人あたりに係る総経費、そのうちの国、県、市それぞれの負担額、保護者等の負担額を一覧にする資料の提供などが考えられます。保育事業に民間の参入を促す場合には、保育の質が低下しないよう、市が監督権限を行使し、保育事業全体に責任をもって実施してください。	①保育園の民設民営に関する説明資料について、より分かりやすい資料作成と説明の充実。 ②民間保育園に対し、市が監督権限を行使し、保育の質の確保について責任を持って実施。	子育て支援課		①現在、一部の公立保育園の民営化を進めておりますが、待機児童対策の一つである認可保育園の定員数の増は、基本的に民間のお力を借りて進めていく方向であります。民間活用につきましては、ご意見にありました点も考慮し、市民の方にわかりやすい情報提供ができるよう努めてまいります。 ②社会福祉法人に対しましては、第2次一括法の施行に伴い、法人指導監査が原則県から市に事務移譲されたところですが、社会福祉法に基づく指導監査を適切に執行するとともに、公費を支出している立場として、民間保育園に対して指導してまいります。 なお、保育の質の担保としては、公立民間すべての認可保育園の質的な向上を図るため、この4月に「佐倉市保育・施設管理基準」を策定いたしました。
9		施策1「保育サービスの拡充を図ります」	施策	・教育委員会との連携について P12	子育て支援の担当課と教育委員会がよりいっそう連携を図ることが重要です。佐倉市を子育て世代に「選ばれるまち」にするためにはどのような取り組みができるか、子どもを育てる理想の環境づくりについて組織を超えて検討することで、総合計画の一層の推進が図れるものと考えます。また、連携にとどまらず、組織を一元化するなど抜本的な見直しも検討の余地があると思われまます。柔軟な対応を期待します。	・子どもを育てる理想の環境づくりのため、教育委員会と連携または組織の一元化など、柔軟な対応を期待。	子育て支援課	学務課	現在国において検討されている「子ども・子育て支援新制度」では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供が示されており、本制度の根拠となる関連3法の公布に併せ、ご意見にあるように幼稚園・保育園等の担当部局の一元化など、円滑な事務遂行体制の整備が通知されました。このような動向を受け、教育委員会幼稚園担当部局と子育て支援課の一元化について、検討してまいります。
10		施策1「保育サービスの拡充を図ります」	施策	・指標について P13	○指標について 「市内にある公立・民間保育園の待機児童数ゼロの推進」など、平成26年度に待機児童0を目指すという目標値は大変分かりやすいと評価します。また、佐倉市次世代育成支援行動計画においても、具体的に主要事業を示すなど、施策と事業の関係が整理されていることは評価できます。これらの取り組みや行動計画を着実に推進するとともに、その成果を具体的にわかりやすく公表していくことを期待します。	①病児・病後児保育事業の市内施設開設を評価。 ②待機児童数ゼロを指標の目標値としていることを評価。 ③施策と事業の関係が整理されていることを評価。今後、成果の具体的な公表。	子育て支援課		指標の設定についてご評価いただきましたことに感謝いたします。事業目的・成果を「見える化」させるため、指標の設定にはより一層工夫してまいります。 また、成果につきましても、次世代育成支援行動計画・後期計画進捗状況として、事業ごとにまとめホームページで公表しておりますが、指標の設定とあわせ、よりわかりやすい形を目指してまいります。
11	施策4「ひとり親家庭などの生活の安定と自立を図ります」	ひとり親家庭等自立支援事業P54	ひとり親家庭と家庭保育員制度の充実 P12	就労に結び付く可能性の高い資格取得の支援を行っていますが、保育士・看護師等の資格を取得した人の就労先に、市の事業で当該資格を活用できる家庭保育員制度（保育ママ）を勧めることも考えられます。	・ひとり親家庭への就労支援に際し、「家庭保育員」への就労を勧めてはどうか。	子育て支援課		家庭保育員制度につきましては、待機児童対策の一環として、現在国基準によるグループ型小規模保育事業（複数の家庭的保育員が同一の場所で複数の児童を預かる）の実施を検討しております。この場合、家庭的保育員は、国ガイドラインに基づく研修を修了していることが条件となっており、すぐに就労に結び付けることは困難であります。 しかし、現在児童青少年課で実施している「母子家庭自立支援教育訓練給付金」で、保育士等の資格取得も支援しており、資格取得者に対し市内認可保育園への就労を勧めることは、保育士不足といった課題解決にもつながり、効果的であると考えます。	

「平成24年度行政評価に関する意見書」への対応状況について

資料1
平成25年7月31日
平成25年第1回佐倉市行政評価懇話会

No.	基本施策	施策	個別事業名	意見書タイトル	記述部分	回答ポイント	回答担当部署	関連部署	回答欄
12	4	施策2 「放課後児童健全育成(学童保育)の充実を図ります」	学童保育所管理運営事業・学童保育所施設整備事業 P49・50	学童保育所管理運営事業・学童保育所施設整備事業 P13	学童保育所の設置場所は、児童の安全面を考えると各学校施設の活用が望ましいと考えますが、学校側に負担感があることも理解します。責任分担を整理することで、学校との連携が、より一層図れるものと考えます。	・学童保育所の設置場所は各学校施設の活用が望ましい。学童保育所の設置、運営にあたり、学校との役割分担など、密な連携。	子育て支援課 教育総務課		◆公立学童保育所につきましては、児童センター・老幼の館とあわせ、来年度より指定管理者制度に移行いたします。移行に当たっては、学校等と十分な連携を取り、お互いが負担にならず円滑な運営ができるよう調整してまいります。(子育て支援課) ◆施設警備や、緊急時対応などで学校が対応する場合もあることから、学校側の負担が大きにならないよう関係者で連携を図り、問題の解決に努めます。(教育総務課)
		施策1 「保育サービスの拡充をはかりまします」	病児・病後児保育事業 P45	病児・病後児保育事業 P13	◆病児・病後児保育事業 病児・病後児保育事業は「安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちづくり」という施策への貢献度が高い事業です。平成24年度に市内で2施設開設される見込みとのことであり、整備が進んだことを評価します。	・病児・病後児保育事業の市内施設開設を評価。	子育て支援課		昨年度より病後児保育事業を開始しましたが、利用も徐々に増え事業が定着しつつあり、ニーズに応えることができたことをうれしく感じております。現在は市内2か所(志津北部地区・志津南部地区)で未就学児を対象に実施しておりますが、8月から佐倉地区でも事業を開始する予定で、市内の地域バランスも向上いたします。また、1か所は小学校3年生まで対象を拡大いたします。今後も、事業の周知や充実を図り、保護者の子育てと就労等の両立を支援してまいります。
14	5	施策1 児童虐待防止対策を進めます	施策	・関係部局との横断的な取り組み P14	母子保健の担当課や子育て支援課、また教育委員会など、子どもにかかわる関係課で連携して取り組み、児童虐待の未然防止に努めるという施策は非常に重要と考えます。 具体的取り組みでは、特に乳児がいる家庭への全戸訪問事業は高く評価できます。訪問機会を生かして実態を把握するとともに、本当に支援が必要な家庭に対して、情報やサービスが行き届くようなきめ細やかな活動を期待します。	・全戸訪問事業における連携を評価。 ・必要な家庭に情報やサービスが行き届くよう、今後のきめ細やかな活動に期待。	子育て支援課	健康増進課 指導課	◆虐待防止は、地域での見守りだけでなく、乳児健診や戸別訪問などで、シグナルを捉えることも重要と考えております。ご評価いただきました乳幼児全戸訪問事業をはじめ、機会を捉えて、必要に応じ関係課が連携する取り組みを引き続き行ってまいります。(子育て支援課) ◆児童虐待を未然に防止するために、学校においては、学校職員が家庭訪問を始め、常日頃より児童・生徒の状態把握に努めているが、住民からの通報も含め、虐待の事実が認められるような状況があれば、関係機関、担当課等と連携し、対応いたします。(指導課)
		施策1 児童虐待防止対策を進めます	施策	・地域住民による見守り P14	住民による見守りや、通報の促進なども児童虐待対策の重要な方策です。子育て子育て環境は、市民みんなで作るものです。地域で子どもたちを育てていこうという意識を高めることが大切です。地域住民一人ひとりのあたたかい対応や見守り、また気づいた人からの通報を促す取り組みを推進してください。	・子育てについて、地域住民による見守りなど、地域のあたたかい対応を促す取り組みの推進。	子育て支援課	自治人権推進課	◆地域における子育て支援の制度として「ファミリーサポートセンター事業」があります。このような地域の方々が子育て支援に参加できる枠組みを推進していくとともに、虐待等が疑われる場合には速やかに担当部署に連絡するなど、関係機関と連携を促進してまいります。(子育て支援課) ◆子育てに関する見守り活動に関しては、自治会、町内会等における地域交流活動等を通じても行っていきます。(自治人権推進課)

「平成24年度行政評価に関する意見書」への対応状況について

資料1
平成25年7月31日
平成25年第1回佐倉市行政評価懇話会

No.	基本施策	施策	個別事業名	意見書タイトル	記述部分	回答ポイント	回答担当部署	関連部署	回答欄
16		施策1児童虐待防止対策を進めます	施策	関係機関との連携強化・役割分担 P14	制度上、児童虐待の通告や相談の窓口は市となっており、県が所管する児童相談所などとの連携が重要となっています。役割分担が不明確な状況は、対応が遅れる要因のひとつとなりますので、県で対応する部分、市で対応する部分を確認し、現状の支援体制で足りないものがあれば改善する必要があります。	・県児童相談所など関係機関との役割分担を明確にし、連携強化。	児童青少年課		児童相談所等、各関連機関との連携については、従前より適切に対応しています。児童相談所等の関係機関とは、個別ケースごとに、実務者会議やケース会議等を通じ、調整を図り役割分担を確認しています。特に実務を行う職員同士の連携は、重要であると認識しており、担当者間においては、頻りに連絡・調整を図り、対応を確認しています。 なお、市と児童相談所との基本的な役割分担としては、住民に身近な基礎自治体の市は、多岐に渡る機関や団体と連携し、地域の中にある社会資源を用いて、各種福祉サービスを提供するものとし、児童相談所については、専門的な識見が求められるケースについて、協力を求めることとしています。特に一時保護や立ち入り調査、施設入所等の措置を踏まえた対応や、子どもに対する判定、専門的ケア、保護者指導など高い専門性を要する困難事例への対応においては、児童相談所のはたす役割が重要であると考えており、市としても、迅速な対応に努めています。
17	5	子どもが安全に暮らせるまちにします	施策1児童虐待防止対策を進めます	家庭児童支援事業 P57	・児童虐待防止ネットワークの取り組みの周知等 P15	①児童虐待防止ネットワークの取り組みの周知。 ②今後、虐待問題に対応できる職員の育成。	児童青少年課		①最近では、近隣住民からの虐待通報(疑われるものを含む)が増えていることから、虐待防止に関する市民の意識が高まってきているものと考えます。今後も、市ホームページ、こうほう佐倉、児童虐待防止ポスター、家庭児童相談のご案内、講師派遣などあらゆる機会を通じて、市の取り組みについての周知を図ってまいります。また、未然防止の観点から現在も取り組んでいるCSP講座(怒鳴らない子育て練習講座)などは、有効な施策であると考えられることから、今後は、市民がより関心をもっていただける企画も検討し、より一層、市民の理解を広げてまいりたいと考えます。 市の取り組みと併せて、通告先及び相談窓口の周知もセーフティネットの存在と市民の安心感につながると考えられることから、その点についても、積極的に周知を図ってまいります。 ②対応職員の育成については、従前より努めているところであり、ケースの面接・訪問時には、習熟した職員と原則2名で対応する体制を確立しています。これにより、実践を通じてベテラン職員が培ってきた知識・技術・経験を経験年数が浅い職員にも継承することができるものと考えます。ケース対応についても、班内で情報共有を図り、ベテラン職員のアドバイスを受けられるようになっていきます。また、各種研修会や勉強会にも積極的に参加し、最新の知識や技術の習得にも努めています。
18	6	地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします	施策1地域における子育てを協力的体制を整備します	施策	・必要の人に届く支援を P16	・必要なサービスが潜在的な対象者に届くような取り組みの実施。	子育て支援課		支援を必要とする人が、自ら利用を申し出てこない場合も多いと思われれます。市から働きかけて、乳幼児や親との接点を増やすことが大切です。アウトリーチ※が重要となる分野であり、必要なサービスが潜在的な対象者に届くようにするための取り組みが必要です。例えば、基本施策3の「健やかな親子づくりに取り組むまちづくり」の乳幼児健診事業を活用し、接点を増やす機会とすべきと考えます。その受診率の向上に努め、当該健診を活用し、現状の把握や情報提供の機会とすることができると考えます。 ※「アウトリーチ」手を伸ばす、手を差し伸べるといった意味。さまざまな場合に用いられるが、福祉分野では、福祉サービスの実施機関側が、潜在的な利用希望者に手を差し伸べ利用を実現させるような取り組みのこと。 子育て中の保護者の不安解消等のための相談や交流、情報提供の場として「地域子育て支援拠点事業」がござります。現在、レイクピアうすい内の佐倉市子育て支援センターを始め、市内の公立民間保育園14園で実施しております。しかしながら、保育園には子どもが通っていないので行きにくい、といった意見も、保護者の方との懇談で出されました。地域子育て支援拠点事業は、全ての保護者への支援として有効な事業と認識しておりますが、ご意見のように相談にいらっしやることのできない方への支援も重要と考えます。健康増進課の健診などの機会を捉え、支援が必要な方との接点を持ち、必要に応じて他の事業につなげるなど、具体的な対策を検討してまいります。

「平成24年度行政評価に関する意見書」への対応状況について

資料1
平成25年7月31日
平成25年第1回佐倉市行政評価懇話会

No.	基本施策	施策	個別事業名	意見書タイトル	記述部分	回答ポイント	回答担当部署	関連部署	回答欄
19	6 地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします	施策1 地域における子育て協力体制を整備します	施策	・選ばれるまちに向けた新たな取り組み強化 P16	様々なニーズに対応するメニューの豊富さが重要です。前述した病児・病後児保育事業のように、ニーズを見極めた新規の取り組みに期待します。また多様な保育ニーズに対して、市民の力で福祉を支える仕組みを検討する必要もあります。ファミリーサポートセンターは、会員数、相談件数、援助件数が、それぞれ増加しており、着実に効果をあげていますが、これに限らず、地域資源を活用した相互に支え合う仕組みづくりに努めていく必要があります。	・地域資源を活用した相互に支えあう仕組みづくりについての、新たな仕組みづくり。	子育て支援課		今年度待機児童をゼロとした横浜市では、ニーズの的確な把握と、その分析による重点的なサービスの整備、さらにきめ細やかな対応としての相談機能（保育コンシェルジュ事業）が、効果的に機能した成果であると思われます。先にも述べましたとおり、佐倉市の特性・地域性をふまえた確にニーズを把握、分析し、必要なサービスを重点的に整備拡充させ、さらに丁寧な情報提供により、個々のニーズの充足を図ってまいります。幅広く子育て支援を進めていくため、地域の力で福祉を支えるファミリーサポートセンター事業をさらに推進してまいります。 マンパワーも含めた地域資源の活用は、少子高齢化が進展する中、地域ぐるみでの取り組みが行えるような福祉のまちづくり、といった視点も重要になります。今後実施するニーズ調査の結果や他市の事例を参考に、保育メニューの検討を行ってまいります。
20		施策1 地域における子育て協力体制を整備します	施策	・地域との連携 P17	スクールガードボランティアは、毎日子どもたちと挨拶を交わしており、子どもの日々の変化に気が付くことができます。虐待やいじめなどの問題を未然に防ぐために、スクールガードボランティアと、学校、行政が連携を図るなど、地域の力の活用を検討してください。	・スクールガードボランティアと学校、行政が連携を図り地域の力を活用。	子育て支援課 学務課		現在、スクールガードボランティアの方々と保育園や学童保育所の児童との関わりはありませんが、地域ぐるみでの子育て支援を推進する中で、連携が図れないか、まずは関係部署との協議を検討してまいります。（子育て支援課） スクールガードボランティアの主な活動は、不審者や交通安全への対応といった登下校の見守り活動と校舎内外の巡回です。見守り活動の中で、何か気付いたことがあれば学校に連絡していただくようにしています。より多くの目で子どもたちを見守るという観点から、これからも各校で行われている学校経営説明会や授業参観、スクールボランティア会議なども活用しながら呼びかけをし、速やかな情報の収集に努めてまいります。（学務課）
21		施策2 子育て情報提供と相談・交流の場づくりを行います	施策	・育児不安解消に向けて、若い世代への取り組みP17	市は現状として、育児不安を抱く保護者が増加していると分析しています。少子化や核家族化などにより、乳幼児との接点が不足していることが要因のひとつと推測されます。将来的に互助の仕組みを広げるためにも、若い世代に対して、育児体験や子育てを理解する講座を実施するといった取り組みも有効です。現在、市内中学校で教育委員会が実施している子育て理解講座の活用を図るなど、健康こども部と教育委員会との連携強化を期待します。	・若い世代の育児不安解消のため、健康こども部と教育委員会との連携強化。	子育て支援課 社会教育課		ご意見のとおり、核家族化等の進展により、保護者の孤立化が問題となっております。この対策として、先に述べました地域子育て支援拠点事業の充実が不可欠となっておりますが、より身近な場所で気軽に集えるサロンのような場所も有効と思われます。さらに、こういった場所に、中・高校生も自由に集まることができると、教育委員会が実施している子育て理解講座の実践の場にもなり、理解を深めることが可能になることも期待できます。このような「居場所」の整備が可能か、検討してまいりたいと考えております。（栄町にあるアップルという子育て情報・交流施設では、子育て世代だけでなく中高生も集える場、と聞いております。）
22		施策1 地域における子育て協力体制を整備します	ファミリーサポートセンター事業 P58	ファミリーサポートセンター事業の情報発信（ホームページの充実） P17	ファミリーサポートセンター事業は、「地域ぐるみで子育てができるやさしいまちづくり」という施策に大いに貢献する事業だと考えますが、必要とする人に十分に情報が届いているとは言えません。外出が難しい産後や育児の合間に素早く情報を手に入れる手段として、ホームページなどのインターネットによる情報提供は重要です。今後、より一層の充実を図り、見やすく、親しみやすい形で情報発信に努めてください。	・ファミリーサポートセンター事業の周知のため、ホームページの充実などの情報発信。	子育て支援課		ファミリーサポートセンターのホームページの充実につきましては、委託先であるNPO法人 ワークスコープに指示しております。今後、より一層の充実を図るため、見やすい、親しみやすい情報発信に努めるよう指導してまいります。

「平成24年度行政評価に関する意見書」への対応状況について

資料1
平成25年7月31日
平成25年第1回佐倉市行政評価懇話会

No.	基本施策	施策	個別事業名	意見書タイトル	記述部分	回答ポイント	回答担当部署	関連部署	回答欄	
23	高齢者が安心して暮らせるまちにします	全体	施策	・高齢者の新たな位置づけ P18	少子高齢化が長期的に続くことが見込まれる中で、現状では、その課題に対応できる施策展開になっていないように見受けられます。平成23年度から平成32年度までの10年間で、高齢者（65歳以上）の占める割合が人口比で23%から33%に増加すると見込んでいたのであれば、事業の優先度、手段の見直し、今後の方向性の検討に際して、その課題に対する対策の視点を、施策単位、部局単位で明確にする必要があります。社会における高齢者の役割や高齢者に対する認識は変化しており、全ての高齢者を受益者として同一に括ることは、実態にそぐわなくなっていると思われまます。高齢者は、その豊富な知識や経験、所有資産、また人口全体に占める割合の高さといった諸点から、社会を支える主人公そのものとしての活躍が期待されています。		高齢者福祉課		高齢者の方々は、それぞれ多様な状況にありますが、大きく整理をさせていただきます『歳を重ねても元気な方』、『要支援・要介護認定者などの介護が必要な方』、『元気で自立した状態にある方と介護を要する状態の中間に位置する方』がいらっしゃいます。 これまで、高齢者とは、高齢者の健康や、経済的な状況は多様であるにもかかわらず、一律に「支えられる人」であるという認識がありましたが、このような高齢者像の固定観念を変えて、高齢者も主役として活躍できるような、意識改革を図る必要があるものと考えております。 また、佐倉市の人口構成から見る課題といたしまして、平成24年12月末現在、60歳から64歳の方が1万6千448人、65歳から74歳の方が2万5千928人で、合わせますと4万2千376人となり、高齢化率として換算しますと、24.1%となります。この世代が佐倉市の高齢者施策を考える上で、大きな存在となっております。 今後につきましては、限られた財源の中、地域において、必要となる支援が受けられる体制を整えるとともに、一方では、健康で行動的な高齢期を過ごせる環境づくりが必要と考えております。	
24		7	全体	施策	・高齢者の実態把握 P18	高齢者のニーズは多様です。生涯現役で働き続けたい高齢者の方、ボランティア活動などで地域貢献をしたい方もいれば、悠々自適の生活を送りたい方もいます。また健康に恵まれず、地域社会による包括的なケアが必要な方もいます。 これまでに築きあげた資産と所得で豊かな生活を送ることができる高齢者がいる一方で、様々な理由により、極めて限られた所得で、身寄りなく生活を送らなければならない方もいます。行政は、高齢者の多様な生活実態に応じて、限られた予算を市民の理解を得ながらどのように配分するか、健康で生きがいのある生活のための仕組みをどのように設けるかといった点に対する対応が求められています。 単に年齢を要件として提供されてきた保健福祉サービスや現金給付、現物給付などの事業、また国の制度が改正されたものなどについては、内容を見直す必要があります。一方で、高齢者世帯の個別訪問事業等の安否確認など引き続き必要な事業もあります。 今後の施策の展開に向けた基礎データとするため、市内に居住する高齢者がどのような状況にあるのか、現状を把握するべきと考えます。また、その結果によっては、高齢者二人世帯への対応なども検討する必要があります。	①年齢要件でのサービス提供の見直し ②高齢者世帯の戸別訪問事業など安否確認 ③高齢者の実態把握	高齢者福祉課		①高齢者福祉サービスは、原則、65歳以上の高齢者を対象とするものですが、今後の高齢者福祉施策としては、単に加齢を要因とするサービス展開から、加齢を一つの要件としながらも、個々の事情に対応した施策展開に切り替えて行くことも必要であると認識しております。 ②高齢者世帯の安否確認につきましては、市が行う在宅福祉サービスに加え、戸別訪問業務を行っている郵便事業者、新聞販売店、生活協同組合、宅食サービス事業者、電気・ガス・水道事業者などの民間の力を活用した「高齢者見守り協力事業者ネットワーク事業」を実施し、見守り活動に取り組んでおります。 ③高齢者の状況につきましては、3年に一度見直しを行う「佐倉市高齢者福祉・介護計画」策定に併せ、満65歳以上の市民の方を対象に、生活の実態や制度に対するご意見を伺うアンケート調査を実施し把握に努めております。
25		全体	施策	・「なくてはならない事業」の選択 P19	市のめざす高齢者にやさしいまちは、すべての人にやさしいまちにつながります。そのために、本当に必要なサービスは何か、「あるといい」程度のサービスは何かを検証し、支援が必要な人に必要なサービスが行き届くよう、事業の見直しを行うべきです。財源の面からだけでなく、担当者の事務量の側面からも検討が必要です。「あれもこれも」の選択は、個々の事業の質を落とすことにもつながります。「なくてはならない事業」への絞り込みは、時を待たずに実施されるべきと考えます。	・「なくてはならない事業」の絞り込み	高齢者福祉課		佐倉市敬老祝金贈呈に関する条例に基づく①『佐倉市敬老祝金贈呈事業』、②『敬老事業運営事業』、佐倉市はり、きゅう、マッサージ等施設利用助成規則に基づく③『はり・きゅう・マッサージ等施設利用助成事業』は、今後、高齢者人口が増加していく中で、対象事業経費及び事務量が増加することから、事業経費及び事務改善を進めております。 この度の事業見直しにさきがけ、市民委員で構成する『佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会』（平成24年10月15日）に、これまでの見直し経過及び今後の状況を説明し、見直しの方向性についてご意見をいただいております。 ①生命と安全に関わることを最優先するとともに、現在の利用対象者を考慮して見直しを行うこと ②高齢者自身が生きていて良かったと思える政策を行うこと ③高齢者の所得に応じた見直しを行うこと	

「平成24年度行政評価に関する意見書」への対応状況について

資料1

平成25年7月31日

平成25年第1回佐倉市行政評価懇話会

No.	基本施策	施策	個別事業名	意見書タイトル	記述部分	回答ポイント	回答担当部署	関連部署	回答欄
26	7 高齢者が安心して暮らせます	施策3 健康でいきいきとした生活づくりに努めます	施策	・介護予防事業の強化 P19	介護予防事業については、各種教室、出前講座、としとらん塾などを開催していますが、その取り組みを知らない人が79.1%となっています。 介護予防事業を活用してもらいたい人に必要な情報を届けるには、どのような媒体、機会が効果的かを検討してください。 介護保険の非該当者と判定された人は、認定結果を通知する際に、介護保険以外で利用可能な福祉サービスについて周知を図っているとのこと。介護予防の観点からも、きめ細やかな市独自サービスも重要です。佐倉市では市民の健康に関する計画である健康さくら21の第2章「健康寿命の延伸への取り組み」において、行政が取り組むことについて担当課を定めています。複数の担当課で情報を共有し、連携して、効果を高めることを期待します。	①介護予防事業の周知の工夫。 ②「健康さくら21」で定められた健康寿命の延伸に関する取り組みに関する複数の担当課間での連携を行い、効果を高める。	高齢者福祉課		介護予防事業においては、『元気で自立した状態と介護を要する状態の中間に位置する方（二次予防事業の対象者）』を早期に把握し、介護が必要な状態に陥ることを予防することが重要です。このため、二次予防事業の対象者や介護保険で非該当と判定された方に対して、各種教室をはじめとした介護予防事業の個別通知や勧奨を行っておりますが、参加率は低い状況にあります。このことから、自立した生活を送っている元気なうちから、介護予防の必要性や実際の取り組みについて周知を図り、関心を持っていただくことが重要と考えております。現在の周知方法として、こうほう佐倉、市のホームページへの掲載をはじめ、介護予防の概要や市の取り組みを紹介したリーフレット・チラシを作成し、公共施設・医療機関等の窓口で配布しているほか、敬老会を利用した75歳以上の全高齢者へのチラシ配布、趣味の会や地域の集まり等へ職員が直接出向きお話をさせていただく「介護予出前講座」等を実施しておりますが、今後も更なる普及啓発に努めてまいります。 また、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、高齢者福祉・介護計画、健康増進計画、障害福祉計画等各分野の計画において、各担当間での情報の共有や連携を積極的に進めてまいります。
27		施策2 安心な老後を支える仕組みづくりに努めます	認知症高齢者等支援事業・認知症地域支援推進事業 P76.77	認知症高齢者等支援事業・認知症地域支援推進事業（事業の積極的な周知活動） P20	市は「認知症にやさしい佐倉」を目指して、先進的に取り組みを進めています。これらの取り組みを周知し、知ってもらうことが、市民の安心感につながります。他市では、中学生全員を対象に、認知症こどもサポーター養成講座を開催するなど、話題となるような事業を実施する例も見受けられます。今後もより効果的な事業を実施するとともに、積極的に周知を図ってください。		高齢者福祉課		平成23年度より、市内の小・中学生にも、認知症についての理解や高齢者への思いやりの心を育めるよう、寸劇や紙芝居などを活用した認知症サポーター養成講座を実施しております。また、銀行や企業等への出前講座も実施しております。 今後につきましても、各学校長の理解を得ながら、子供サポーターの育成に努めてまいります。
28		施策1 高齢者が生活しやすい環境づくりに努めます	敬老祝金贈呈事業 P68	敬老祝金贈呈事業（PDCAを生かした見直しを評価） P20	「事業目的や施策への貢献度等を加味して、対象者や贈呈金額等を含めて検討していく必要がある」とし、今後、縮小（効率化）の方向性を選択していることを評価します。他の部局でも評価の機会を生かして、必要な場合はこのような見直しを行うようにしてください。		高齢者福祉課		平成24年度までの敬老祝金贈呈対象者「80歳・88歳・99歳・100歳以上」を、平成25年度より「99歳・100歳」に変更しました。
29		施策3 健康で生き生きとした生活づくりに努めます	はり・きゅう・マッサージ等施設利用助成事業 P82	はり・きゅう・マッサージ等施設利用助成事業（事業の縮小について検討） P20	高齢者が増加していく状況では、積極的な事業の見直しが必要です。各事業がこれまで実施されてきた目的や理念は大切なものですが、財源には限りがあることから、今後は支出をこれ以上増やさないための総量規制などにより、より必要性の高い事業の財源を確保すべきと考えます。はり・きゅう・マッサージ等施設利用助成事業は、今後の方向性を「継続」としてはいますが、配布枚数や対象者の見直しなどにより、「縮小」も選択可能と考えます。		高齢者福祉課		申請月以降の月数×2枚の年間発行枚数を、平成25年度より、申請月が4月～9月までの場合は12枚、10月～3月までの場合は6枚に変更しました。

「平成24年度行政評価に関する意見書」への対応状況について

資料1
平成25年7月31日
平成25年第1回佐倉市行政評価懇話会

No.	基本施策	施策	個別事業名	意見書タイトル	記述部分	回答ポイント	回答担当部署	関連部署	回答欄
30	高齢者が安心して暮らせるまちにします	施策2 安心な老後を支える仕組みづくりに努めます	包括支援事業 P74	包括支援事業(地域包括支援センターの認知度の向上「地域包括支援センター」名称の変更)P20	地域包括支援センターの認知度が成果指標としてあげられています。認知度の向上のために、「地域包括支援センター」という名称の見直しを検討してはどうでしょうか。他市では保育センターと高齢者センターをあわせた機関とした上で、愛称をつけている事例もあります。センターの機能を高めるとともに愛称をつけることで、地域に必要とされる認知度の高い存在になることができるはず。		高齢者福祉課		「地域包括支援センター」の名称は、介護保険法において用いられているものであり、報道等でも全国的に使用されているといった現状がございます。また、日常生活圏域毎にセンターを設置してから5年目を迎え、「地域包括支援センター」の名称とともに地域に定着してきていると認識しております。 「地域包括支援センター」の呼称変更につきましては、高齢のご利用者にご不安や負担に配慮する必要があると考えますことから、佐倉市においては現在の名称を継続してまいります。 また、市民意識調査結果による「地域包括支援センターを知っている」と回答された割合約30%の認知度につきましては、「地域包括支援センター」の主な事業対象者である高齢者(65歳以上)人口が、市内総人口の約25%となっておりますことから、高齢者人口の割合と比較しますと、認知度は概ねの水準を示しているものと認識しておりますが、さらに周知に努めてまいります。 なお、第5期高齢者福祉・介護福祉計画策定の基礎資料とした実態アンケート調査(平成23年度調査)においては、要介護・要支援の方の認知度は約68%と、高い状況にありました。
		施策1~3	指標	指標について P20	市では、生涯を通じて、健康でいきいきと、住み慣れた地域で自立して暮らし続けていくための一助となるよう、福祉サービスの充実に向けた様々な施策に取り組んでいます。市民意識調査によると、高齢者福祉分野における各サービスについて、その内容が充実していると思うという回答は、1.8%であり、まあ充実している20.6%、あまり充実していない10.8%、充実していない9.5%であり、どちらとも言えない49.7%となっていますので、充実しているとの答えが増えるよう事業内容の充実を図るとともに、その周知を図る必要があります。市民意識調査の設問自体についても再検討が必要かもしれません。	・市民意識調査結果を踏まえた、事業に関する周知と設問の再設定の検討。	高齢者福祉課		平成24年度に実施しました佐倉市市民意識調査においては、設問方法を工夫し事業概要を説明した上で市民の意識を問う方法に変更しております。 これにより、高齢者福祉サービスの内容が充実していると思うと回答された方は3.6ポイントUP、まあ充実していると回答された方は7.3ポイント増加、あまり充実していないと回答された方は1.9ポイント減少、充実していないと回答された方は6.4ポイント現象という結果でございました。 市民意識調査の設問に事業説明を加筆することなどで、在宅福祉サービスの周知度向上に繋がるものと認識しておりますが、今後につきましては設問の設定等について検討してまいります。
32	高齢者が生きがいを感ずるまちにします	施策1 高齢者が楽しく生きがいのある暮らしづくりに努めます	施策	・団塊世代の活躍の場 P22	これからは団塊世代の知識やノウハウを社会全体で活用する時代です。団塊世代の活躍の場を広げる取り組みを、市や地域で企画すべきと考えます。高齢者がいつまでもいきいきと元気に暮らすために、ボランティアや講師としての活用等、高齢者が知識と経験を活かすことのできるような事業を企画することで、社会活動への参加を促す必要があります。行政への市民参画については、団塊世代に限らず市民全体が活躍の場を広げていけるよう佐倉市市民協働に関する条例の趣旨に沿って、市民参加、市民協働を推進していく必要があります。また、高齢者同士が交流できる取り組みも企画すべきです。家に閉じこもりがちの高齢者に、交流の機会を提供することは、健康維持のほか、地域との繋がりを維持するという高齢者の生活支援という点からも重要です。	①団塊世代の活躍の場を広げる取り組みを市や地域で企画 ②行政への市民参画の促進 ③高齢者同士が交流できる取り組みの企画	高齢者福祉課 自治人権推進課		◆高齢者クラブへの参加やシルバー人材センター等における活躍を期待しております。(高齢者福祉課) ◆市民がより積極的に地域活動を行うために、町内会や自治会、地区社協、ボランティア団体等の他に、小学校を基準とする区域内で活動する団体(自治会や地区社協、学校、PTA等)で構成する「地域まちづくり協議会」の設立を推進しています。(自治人権推進課)
33		施策1 高齢者が楽しく生きがいのある暮らしづくりに努めます	施策	・教育委員会との関係 P22	生きがいづくりに関する事業として、現在、佐倉中央公民館の市民カレッジ事業、志津公民館のしづ市民大学、千代田地区で新たに始まるコミュニティカレッジ事業などの生涯学習事業があります。特にコミュニティカレッジ事業では、市民を講師にした学びあいを行うなど、新たな取り組みとして目を引きます。これらの事業は教育委員会社会教育課が担当課となりますが、事業の目的や効果を同じくする事業については、手段、役割などを整理し、より効果的に財源を投入できるよう今後部局を超えた連携を期待します。		高齢者福祉課	社会教育課	市民カレッジ等は知識の習得を目的としているが、その知識を活かす「活動の場」に関する情報提供等を含む活動の基本となるカリキュラムを取り入れることを提案するとともに、生きがいづくりに関する事業に繋げられるよう連携を図ってまいります。

「平成24年度行政評価に関する意見書」への対応状況について

資料1
平成25年7月31日
平成25年第1回佐倉市行政評価懇話会

No.	基本施策	施策	個別事業名	意見書タイトル	記述部分	回答ポイント	回答担当部署	関連部署	回答欄	
34	高齢者が楽しく生きがいのある暮らしづくりに努めます	施策1 高齢者が楽しく生きがいのある暮らしづくりに努めます	敬老事業運営事業 P91	敬老事業運営事業P23	<p>敬老会の参加率は、指標をみると、近年約30%となっており、およそ70%の方が参加していない状況です。75歳以上が対象者であるため、要介護度の方が多く含まれるといった実態を考えると、やむをえないかもしれませんが、地区によっては、参加率が50%以上の敬老会もあるようです。これらの成功事例を検証し、他地区へ紹介するなど、情報共有を図ることも参加率の向上に効果があると考えます。参加率が低い敬老会は、事業内容がマンネリ化している可能性もありますので、毎年テーマや対象者を絞りこむ（例えば、車いすの方向け、子どもに企画を任せる）など、地域性を十分考慮した上で新しい試みを検討してください。</p> <p>事業を活性化するためには、敬老事業の担い手である地区社協の横の連携を図る場の設定やコーディネーターの配置も有効であると考えます。</p> <p>また、この事業では、90歳を対象に祝品を贈呈していますが、自治人権推進課で実施している佐倉市民憲章推進事業でも、類似の取り組みが行われています。対象者や手段が重複しないよう、見直しを行ってください。</p>	<p>①参加率の高い地区を参考にするなど情報共有を図る</p> <p>②参加率を高める新たな試みを行う</p> <p>③地区社協の横の連携を図る場の設定やコーディネーターの配置が有効ではないか</p> <p>④類似事業（佐倉市民憲章推進事業）との重複について精査</p>	高齢者福祉課	自治人権推進課	<p>◆敬老会事業は、地域交流を深めていただくことを目的としております。行政評価指標として、参加率としていることから、指標の変更を検討してまいります。</p> <p>※敬老会事業対象者の年齢の見直しは、実施せず現状の75歳以上。敬老事業の対象者の見直しは行ないませんが、敬老祝金事業の88歳、佐倉市民憲章推進協議会の90歳祝い事業を取り込むこととし、記念品の額75歳以上600円を1000円に、88歳1万円、90歳3千円を1万円に増額することといたしました。</p> <p>※敬老祝金において80歳88歳99歳100歳等の節目ごとのお祝いについては、敬老会事業の中に一部移行（88歳【米寿】・90歳【卒寿】）することで、敬老に関する敬意の精神を引き継ぎ、事業の継続を行うとともに、記念品を地域商品券（地域振興券）とし、利用を市内限定とすることで、地域経済への貢献の一助とします。なお、自治人権推進課とは、調整を図っております。</p> <p>◆佐倉市民憲章推進協議会では、事業の見直しを行い、新たに子どもに向けた啓発活動を推進してまいります。また、長寿功労賞については、対象者の年齢を90歳から101歳に引き上げを行います。（自治人権推進課）</p>	
		8	施策1 高齢者が楽しく生きがいのある暮らしづくりに努めます	高齢者クラブ活動支援事業 P85	高齢者クラブ活動支援事業P23	<p>高齢者の持つ価値観やライフスタイルの多様化に伴い、高齢者クラブへの加入率が低迷しているという課題点が挙げられています。加入が少ない原因として、現在の高齢者が望む活動内容や組織形態になっていない可能性があります。高齢者が望んでいることを把握した上で、生きがいづくりや社会参加を促進するという目的を達成する手段として適切か、再検討してはどうでしょうか。高齢者クラブに関する事業は、他の自治体でも多くの事例が存在するはずですので、十分に研究してください。</p>	<p>・高齢者クラブについて、高齢者のニーズを把握し、活動内容や組織形態の見直しを行う。またそのための他市事例の研究。</p>	高齢者福祉課		<p>高齢者クラブの活動にあたって、ひとつは当事者同士の繋がりが非常に重要な意味を持っています。それぞれ単位クラブの加入率等を見ましても、65歳以上の人口を母数にする、最大で35.4%の加入率のところから、少ないところでは5%といったところに大きく分かれているところでもあります。もって当事者同士の繋がりを強めるといった意味で、加入率に対してインセンティブを与えていくということについては、補助の見直しも含めまして、今後検討してまいりたいと考えています。</p>
		36	施策1 高齢者が楽しく生きがいのある暮らしづくりに努めます	高齢者就業機会確保事業 P87	高齢者就業機会確保事業P23	<p>「就業技術の習得」と「生きがいづくり」という2つの目的を兼ねた事業となっています。就労・収入確保を本気で求める高齢者にとって、魅力ある事業となっているかどうか改めて見直す必要があると考えます。担当課においても、習得技術の活用場所の確保について、検討を進める必要があると認識されていますので、研究を進めてください。生きがいづくりに関する事業については、施策全体への意見でも触れましたが、社会教育課との役割分担など、事業の在り方について検討してください。</p>	<p>①就労確保を目的としている高齢者にとって、ニーズにあった事業内容の見直し。</p> <p>②生きがい作りに関する事業については、社会教育課との役割分担。</p>	高齢者福祉課	社会教育課	<p>就労に繋がるように、シルバー人材センターで実施している事業への就業を視野にいれた講座となるように、検討してまいります。</p> <p>一 高齢者の知識及び経験を生かし、高齢者の就労及び収入につながる技術の習得を図るための講習会の開催に関すること。</p> <p>二 生産又は創造的活動に係る助言及び指導に関すること。</p> <p>三 展示会の開催及び作品等のあつ旋に関すること。</p> <p>四 その他市長が必要と認める業務</p>
37	11	安心して介護サービスを受けられるまちにします	施策	必要としている人を探し出す取組み（介護保険制度についての周知） P25	<p>平成23年度市民意識調査の、「あなたは介護保険制度を知っていますか」との問いに対する回答は、詳しく知っている8.5%、ある程度知っている52.3%に対して、聞いたことはあるが内容はわからない23.6%、知らない12.3%となっています。また、「介護保険サービスを受けようとするときに不満に感じることはありますか」との問いに対しては、「介護制度の内容説明が不足している」が23.5%となっています。</p> <p>介護保険制度について、更に積極的に周知に努めることが、本当に支援を必要とする人を探し出すことになると考えます。介護保険認定がされていなくても、支援を必要とする人は必ずいます。介護保険認定の有無以外にも、本当に支援を必要とする人を探し出す取組みも検討するべきと考えます。</p>	<p>①介護保険制度の周知を図る。</p> <p>②支援を必要とする人を探し出す取組みを検討する。</p>	高齢者福祉課		<p>①現在、介護保険制度の周知方法として、パンフレット、リーフレット、こうほう佐倉、および市のホームページの媒体を利用しております。パンフレットやリーフレットにつきましては、被保険者以外の方にも広く目を通していただけよう当課や出張所等の窓口配布しております。また、こうほう佐倉は、高齢者福祉施策について毎年特集号の一部に、介護保険制度について掲載しております。今後、介護保険制度について更なる周知を図るため、ホームページをより理解しやすく、見やすくするよう内容の見直しを行うてまいります。</p> <p>②現在、市が実施する在宅福祉サービスや敬老事業、社会福祉協議会や地区社会福祉協議会の活動、高齢者クラブ活動、民生委員・児童委員やサロン運営・食事サービス等をはじめとしたボランティアによる地域活動、警察・消防等の関係機関による業務や地域包括支援センターの業務を行うなどの様々な取組から支援を必要とする人の情報収集に努めております。今後につきましても、これらの業務や取組を実施団体や機関と良好な関係を保持し、引き続き支援を必要とする高齢者の情報収集に努めてまいります。</p>	

「平成24年度行政評価に関する意見書」予算等への反映状況について

資料2
平成25年7月31日(水)
平成25年度第1回行政評価懇話会
(千円)

No.	事業/施策	懇話会意見内容		懇話会の方向性	事業No.	対応する実施事業名	意見反映状況		予算増減	担当課の対応	臨/経	平成25年度			平成24年度当初予算	
												実施計画要求	実施計画査定	予算		
1	事業	相談窓口の一元化	相談対応の一元化・連携強化を図るべき	拡大	1	総合窓口設置事業(P12)	△	検討中	—	社会福祉課	よりよいあり方を検討中(身近な相談場所の充実など)	臨時	0	0	0	0
4	事業	(仮称)地域福祉コーディネーターについて	(仮称)地域福祉コーディネーターの設置自体の実現可能性など、課題洗い直しなど再検討すべき	見直し検討	2	地域福祉コーディネーター設置事業(P18)	○	見直し検討	—	社会福祉課	コーディネーター設置についての見直し	臨時	0	0	0	0
7	施策	保育サービスの多様化	保育園以外の多様な選択肢を用意できるよう調査・検討すべき	拡大	3	家庭保育運営事業(P43)	○	拡大 (1,975千円増)	↑	子育て支援課	家庭保育園制度の充実(増額)ニーズ調査の実施(要求一実施計画認定一調査仕様が未精査のため予算査定で0円→H25.6月補正で予算化1450千円)	臨時	3,747	3,747	3,032	1,057
					4	子育て支援企画推進事業【新規】(P48)	△	予算で0査定 ※H25.6補正対応	↑			臨時	7,871	6,450	1,297	0
8	施策	保育園の民設民営について	民設民営にあたって保育の質が低下しないよう対応すべき	拡大			○	拡大 (新規1,297千円)		子育て支援課	保育園民営化にともなう第三者評価の実施(新規事業)	臨時				
11	事業	ひとり親家庭への就労支援と家庭保育員制度の充実	ひとり親家庭への就労支援に際し、「家庭保育員」への就労を勧めてはどうか	手段の提案	5	ひとり親家庭等自立支援事業(P54)	△	検討中	—	児童青少年課・子育て支援課	家庭保育員への就労は安定した収入確保の手段として勧められないが、保育士等の資格取得支援による市内認可保育園への就労などは効果的	臨時	13,308	12,229	12,073	15,097
25 ・ 2 8 ・ 2 9 ・ 3 4	施策・事業	高齢者サービスの見直し	⑥年齢を要件としたものや現金・現物給付の事業については見直しを図るべき ⑦はり・きゆう・マッサージ等施設利用助成事業は配付枚数や対象者の見直しなどを検討すべき	縮小	6	敬老金祝金贈呈事業(P68)	○	縮小 (35,345千円減)	↓	高齢者福祉課	制度見直し 80歳(1万円)、88歳(3万円)廃止	経常			3,311	38,656
				縮小	7	はり・きゆう・マッサージ等施設利用助成事業(P82)	○	縮小 (6,900千円減)	↓	高齢者福祉課	制度見直し 年間枚数(1回600円)を24枚→12枚に縮小	経常			16,178	23,078
				縮小	8	敬老事業運営事業(P91)	△	拡大 (17,951千円増)	↑	高齢者福祉課	事業No.6、No.7と併せて制度見直し増額(敬老会記念品:欠席者配付方法は地区社協に委ねる) 75歳以上600円→1,000円 満88歳600円→1万円 満90歳3,000円→1万円	経常			47,448	29,497
				3事業合計			○	24,294千円減	↓							
24	施策	高齢者の実態把握	安否確認など高齢者の実態を把握し、対応を検討すべき	拡大	9	高齢者安心キット給付事業【新規】(P78)	△	拡大 (新規6,317千円)	↑	高齢者福祉課	高齢者等の安全・安心の確保と地域での支えあいの機運を高めることを狙いとして実施	臨時	7,000	6,650	6,317	0

平成25年7月31日(水)
平成25年度第1回行政評価懇話会

部局との意見交換について(これまでの流れ)

評価年度	事業年度	委員会	懇話会			総合計画	
			任期	内容	部局との意見交換	計画期間	策定作業等
18				19年3月委嘱		↑	
19	18	実施	1期	774の行政サービス事業から懇話会で133事業を絞り込み、各事業に意見			
20	19	実施		・85基本施策に対し意見		第3次 (後期) 5年間	次期総合計画 策定作業
21	20	実施	2期	・85基本施策に対し意見 ・実施計画事業298事業について意見 ・補助事業について意見	全部局との意見交換		
22	21			・教育委員会所管の施策について意見	教育委員会との意見交換 (課長、担当者含む)	↓	
23	22			・都市土木部所管の施策について意見 ・実施計画事業18事業へ意見	都市部・土木部 (課長・担当者含む)		
24	23	実施	3期	・福祉部、健康子ども部所管の施策について意見(第1章)	福祉部・健康子ども部 (課長、担当者含む)	第4次 (前期) 5年間	平成24年度～ 実施計画見直
25	24	実施		(未実施部局) 産業振興部、環境部			平成25年度～ 実施計画見直
26	25		4期		総務部、企画政策部、 市民部、室	↓	平成26年度～ 実施計画見直
27	26						第4次(後期) 策定作業
28	27	実施					

意見交換 実施年度	所掌部局	章	第4次総合計画前期基本計画	
			57 基本施策	151 施策
21	各部局		(第3次総合計画時)	
22	教育委員会	3章	10 施策	30 施策
23	都市部・土木部	5章	7 施策	17 施策
24	福祉部・健康こども部	1章	13 施策（うち7 施策）	30 施策（うち14 施策）
25・26	環境部（一部市民部）	2章	7 施策	24 施策
	産業振興部（一部教育委員会）	4章	9 施策	20 施策
	総務部・税務部・市民部 企画政策部・室	6章	11 施策	37 施策

〔平成24年度行政評価に関する意見書抜粋〕

◆懇話会と担当部局との意見交換

施策の担当部局は、当懇話会との意見交換を、施策についての理解を深める場として活用してください。意見交換を有意義なものとするため、他市町村と比較した資料や基本的な数値などの資料を含めたレジメを作成してください。企画政策課による事前ヒアリングの実施や、担当部局から議論のテーマを提案するなど、議論が深まるように努めてください。

担当部局単位ではなく、施策単位で事業を見たとき、単独の部課では解決できない課題も出てきます。その際には、複数の部課による議論を期待します。

担当部局だけではどうしても事業単位、また所属の範囲での思考に留まりがちとなりますが、施策目的の達成のためには、思考範囲を広げることが必要です。懇話会との意見交換の場を、事業のそもそもの目的に立ち返る機会とし、他部局との連携・協力など効果的な実施方法を組織横断的に議論する場として活用してください。

第4次佐倉市総合計画体系表

第4次総合計画 【前期基本計画】									
章	No.	基本施策	年度	担当部	担当課	施策数	施策	事業	
第1章（思いやりと希望にみちたまちづくり）	1	基本施策1 地域福祉活動が盛んなまちにします	24	福祉部	社会福祉課	2	わかりやすい相談窓口と情報の発信に努めます だれもが地域で福祉に関心を持ち、ともに支え合うまちづくりに努めます	3 9	
	2	基本施策2 市民の健康づくりを支えるまちにします		健康こども部	健康増進課	3	市民とともに健康づくりを推進します 生活習慣病予防を推進します がん・感染症などの早期発見・重症化防止に努めます	4 2 1	
	3	基本施策3 健やかな親子づくりに取り組むまちにします		健康こども部	健康増進課	2	妊娠、出産、育児の各期に応じ、健診、相談、訪問指導など母子の健康保持に必要な支援を行います 乳幼児・小児の感染症予防を進めます	3 2	
	4	基本施策4 安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします	24	健康こども部	子育て支援課	4	保育サービスの拡充を図ります 放課後児童健全育成（学童保育）の充実を図ります 子育てに係る経済的負担の軽減に努めます ひとり親家庭等の生活の安定で自立を図ります	13 3 2 3	
	5	基本施策5 子どもが安全に暮らせるまちにします	24	健康こども部	児童青少年課	1	児童虐待防止対策を進めます	1	
	6	基本施策6 地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします	24	健康こども部	子育て支援課	2	地域における子育て協力体制を整備します 子育て情報の提供と、相談・交流の場づくりを行います	2 7	
	7	基本施策7 高齢者が安心して暮らせるまちにします	24	福祉部	高齢者福祉課	3	高齢者が生活しやすい環境づくりに努めます 安心な老後を支える仕組みづくりに努めます 健康でいきいきとした生活づくりに努めます	5 7 6	
	8	基本施策8 高齢者が生きがいを感じられるまちにします	24	福祉部	高齢者福祉課	1	高齢者が楽しく生きがいのある暮らしづくりに努めます	9	
	9	基本施策9 障害がある人も、その人らしく暮らせるまちにします		福祉部	障害福祉課	3	障害に対する意識の啓発に努めます 暮らしの基盤となる支援（横断的支援）に努めます 個々の障害の特性に応じた支援（個別的支援）に努めます	9 10 3	
	10	基本施策10 地域医療が充実し、市民が安心して暮らせるまちにします		健康こども部	健康増進課	4	医療に関する情報の提供に努めます 救急医療体制を維持・充実します 特定疾患の患者の支援に努めます 健康危機対策を充実します	2 4 1 0	
	11	基本施策11 安心して介護サービスを受けられるまちにします	24	福祉部	高齢者福祉課	1	介護を必要とする保険者が、安心して介護サービスを受けられるまちづくりに努めます	32	
	12	基本施策12 適正に国民健康保険制度・高齢者医療制度を運用するまちにします		市民部	健康保険課	4	適正に国民健康保険を運用するまちにします 医療費の適正化に向け、予防医療の一環として特定健診、特定保健指導を実施します 医療費の適正化に向け、千葉県後期高齢者医療広域連合の委託を受け、予防医療の一環として健康診査を実施します 高齢者医療制度の適正な運用に努めます	1 4(2) 3 1	
	13	基本施策13 生活困窮者の救済を行うまちにします		福祉部	社会福祉課	1	生活困窮者に対する相談・支援体制を充実させ、救済します	3	
施策合計						31	事業合計		153

第4次総合計画 【前期基本計画】								
章	No.	基本施策	年度	担当部	担当課	施策	事業	
第2章（快適で、安全・安心なまちづくり）	14	基本施策1 自然環境が保全された まちにします		環境部	環境保全課	印旛沼をめぐる自然環境の保全を図ります	3	
						印旛沼の水環境の健全化を図ります	1	
						地域の自然環境の知識の普及・啓発を図ります	2	
						公害の防止、汚染の回復を図ります	11	
	15	基本施策2 地球環境に配慮したま ちにします		環境部	生活環境課	市民生活における温室効果ガス削減の支援、 啓発を図ります	1	
						市役所の活動における温室効果ガス削減を図 ります	2	
	16	基本施策3 快適な生活環境が保た れたまちにします		環境部	廃棄物対策課	計画的な一般廃棄物処理を行います	5	
						ごみの減量化を図ります	1	
						不法投棄の防止を図ります	3	
						日常の生活環境の保全を図ります	3	
	17	基本施策4 消防・救急体制が充実 したまちにします		市民部	防災防犯課	地域における消防力の充実を図ります	3	
						消防・救急体制の整備を図ります	3	
	18	基本施策5 防災体制が整備された まちにします	(23)	市民部	防災防犯課	防災に関する知識・意識の普及を図ります	3	
						地域における災害への備えを支援します	3	
						災害に備えた体制を整備します	18	
	19	基本施策6 安全に暮らせるまちに します		市民部	防災防犯課	犯罪の防止を図ります	2	
						交通安全対策を推進します	2	
	20	基本施策7 市民が気軽に相談でき るまちにします		市民部	自治人権推進課	安心な消費生活を送れるように努めます	3	
						法律相談などがしやすい環境整備に努めます	2	
	施策合計						19	事業合計

第4次総合計画 (前期基本計画)

章	No.	基本施策	年度	担当部	担当課	施策	事業	
第3章 (心豊かな人づくり・まちづくり)	21	基本施策1 市民が教育の主役になるまちにします	22	教育委員会	教育総務課	教育に市民が参加します	1	
						市民とともに教育と文化を育みます	2	
	22	基本施策2 佐倉学を推進します	22	教育委員会	社会教育課	佐倉学を推進します	1	
						地域教材を活用した学習を推進します	1	
	23	基本施策3 生涯学習による地域活動が盛んなまちにします	22	教育委員会	社会教育課	生涯学習の環境を整備します	12	
						公民館・図書館などで社会教育事業を推進します	12	
	24	基本施策4 家庭・地域と共に青少年を育むまちにします	22	教育委員会	社会教育課	家庭教育を支援します	2	
						地域とのふれあいを増やします	3	
						青少年の健全育成に取り組みます	4	
	25	基本施策5 教育環境の整備を行います	22	教育委員会	教育総務課	学校の施設を整備します	3	
						学校の教育環境を整備します	2	
	26	基本施策6 確かな学力が向上するまちにします	22	教育委員会	指導課	確かな学力を定着させます	6	
						学習意欲を向上させます	3	
						指導の質を確保します	3	
						教職員の資質を向上させます	2	
	27	基本施策7 心の教育が充実したまちにします	22	教育委員会	指導課	心を育てる学習を充実します	4	
						ひとりひとりのニーズにあった教育を推進します	2	
						読書を推進します	3	
						芸術・文化学習を支援します	2	
	28	基本施策8 地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします	22	教育委員会	指導課	学校・家庭・地域が連携します	5	
幼稚園児の就園を支援します						3		
29	基本施策9 健康教育を推進するまちにします	22	教育委員会	指導課	学校給食を活かした食育を推進します	4		
					児童生徒の健康教育を推進します	3		
					体力向上を推進します	4		
30	基本施策10 スポーツが日常化したまちにします		健康こども部	生涯スポーツ課	生涯スポーツのサポート環境を充実させます	2		
					スポーツに親しむ機会を提供します	2		
					安全で快適なスポーツ施設を提供します	4		
施策合計						27	事業合計	95

第4次総合計画 【前期基本計画】

章	No.	基本施策	年度	担当部	担当課	施策	事業	
第4章 （明日へつながるまちづくり）	31	基本施策1 力強い農業ができるまちにします		産業振興部	農政課	2	力強い農業ができる生産体制にします	12
							地域農畜産物の消費拡大を推進します	2
	32	基本施策2 魅力あふれる農村環境のあるまちにします		産業振興部	農政課	2	豊かな農村と森林のあるまちにします	7
							都市と農村の交流を促進します	5
	33	基本施策3 商店街が元気なまちにします		産業振興部	産業振興課	1	魅力ある商業地を形成します	5
	34	基本施策4 さまざまな企業の活動が盛んなまちにします		産業振興部	産業振興課	2	企業の連携による地域経済の振興を図ります	3
							中小企業の経営安定を図ります	5
	35	基本施策5 企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促進します		産業振興部	産業振興課	2	企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促進します。	2
							起業を促進します	1
	36	基本施策6 雇用が安定したまちにします		産業振興部	産業振興課	1	就業の促進、雇用の安定を図ります	5
	37	基本施策7 住んでよし、訪れてよしのまちにします		産業振興部	産業振興課	4	観光拠点などを充実させます	4
							観光行事を充実させます	1
							人材や団体の育成を支援します	1
							市のPR及び観光情報の収集・提供を行います	4
	38	基本施策8 「佐倉ならではの」を創造・発信するまちにします	22	教育委員会	文化課	3	歴史・文化を普及します	8
							歴史文化資産を保全・活用します	11
						歴史的建造物を保全・整備します	6	
39	基本施策9 芸術文化活動の盛んなまちにします	22	教育委員会	文化課	3	芸術・文化を普及します	2	
						芸術・文化活動への参加を支援します	2	
						芸術・文化とのふれあいの場を提供します	5	
					施策合計	20	事業合計	91

第4次総合計画 【前期基本計画】

章	No.	基本施策	年度	担当部	担当課	施策	事業	
第5章 (住環境が整備されたまちづくり)	40	基本施策1 個性が活きる、住み続けたいまちにします	23	都市部	都市計画課	計画的で均衡のあるまちづくりに努めます	2	
						地域の個性を活かした健全なまちづくりに努めます	4	
						景観形成による愛着と誇りをもてるまちづくりに努めます	1	
						市民によるまちづくりに努めます	1	
	41	基本施策2 住環境が良好なまちにします	23	都市部	建築指導課	良好な住環境に努めます	3	
						適正な建築行政に努めます	3	
	42	基本施策3 道路環境が充実した安全で快適なまちにします	23	土木部	道路維持課	快適な道路環境に努めます	22	
						交通危険箇所の解消に努めます	4	
	43	基本施策4 安定した水の供給を行います		水道部	水道部	安全で安定した給水に努めます	6	
						災害に強い水道施設の整備に努めます	1	
	44	基本施策5 生活環境の改善を推進するまちにします	23	土木部	下水道課	生活系排水の適正処理に努めます	8	
						雨水排水の処理施設の整備に努めます	12	
						水洗化の促進と安定経営に努めます	4	
	45	基本施策6 花とみどりのまちにします	23	都市部	公園緑地課	身近な憩いの場の創出に努めます	12	
花とみどりのまちを推進します						1		
46	基本施策7 公共交通機関が利用しやすいまちにします	23	土木部	道路維持課	地域にあった交通手段の確保に努めます	2		
					公共交通機関への要望及び支援に努めます	6		
施策合計						17	事業合計	92

第4次総合計画 【前期基本計画】

章	No.	基本施策	年度	担当部	担当課	施策	事業
第6章（ともに生き、支え合うまちづくり）	47	基本施策1 地域のまちづくり活動が盛んなまちにします		市民部	自治人権推進課	まちづくりに対する市民の関心を高めます	3
						地域のまちづくり活動の環境を整備します	1
						市民活動の情報交流を推進する環境整備を行います	1
						地域コミュニティ活動への支援を行います	1
						コミュニティの活動拠点を確保します	1
	48	基本施策2 ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします		市民部	自治人権推進課	市民公益活動に対する市民の関心を高めます	1
						市民公益活動を促進する環境を整えます	1
	49	基本施策3 お互いの人権を尊重しあうまちにします		市民部	自治人権推進課	人権施策に関する推進体制の充実を図ります	3
						人権問題について考える機会を提供します	1
						人権に関する正しい知識について学ぶ機会を提供します	3
	50	基本施策4 あらゆる場への男女平等参画推進のまちにします		市民部	自治人権推進課	男女平等についての意識の啓発を図ります	1
						男女が対等な立場で参画できる環境を整備します	1
						男女平等参画推進センターの機能を充実します	1
						DV対策を推進します	1
	51	基本施策5 一人ひとりが恒久平和を願い行動するまちにします		企画政策部	広報課	市民に恒久平和実現の大切さを啓発します	1
						恒久平和に向けた世界の取り組みと連携します	1(1)
	52	基本施策6 国際化推進のまちにします		企画政策部	広報課	多文化共生の地域づくりを推進します	2
国際理解促進のための事業を支援します						1	
53	基本施策7 誰もが必要な情報を得ることができ、自らの意見を市政に反映することができるまちにします		企画政策部	広報課	情報発信の拡大に努めます	7	
					市政情報の提供に努めます	1	
					統計情報の正確性の確保に努めます	13	
					市民意見の市政への反映に努めます	2	
54	基本施策8 適正な行政運営の確立に努めます		企画政策部	企画政策課	適正な定員管理に努めます	1	
					職員研修の充実と活力ある職場風土の形成に努めます	1	
					円滑な事務執行のための組織づくりに努めます	0	
					市庁舎内で障害を持つ人の職業訓練を実施します	1	
					広域的な行政を推進します	1	
55	基本施策9 健全な財政運営を進めます		企画政策部	財政課	持続可能な財政運営に努めます	8	
					税の公平、公正、効率的な賦課と徴収率向上に努めます	21	
					資産をいかした財源確保に努めます	0	
56	基本施策10 次世代に良質な資産を引き継ぎます		資産管理経営室	資産管理経営室	公共施設活用・保全方針を策定します	2	
					公共施設に係る情報を提供します	0	
					持続可能な公共施設の整備を推進します	14	
					公共施設における公民の連携を推進します	2	
57	基本施策11 市民サービスの利便性の向上に努めます		市民部	市民課	市民が利用しやすい市民サービスの充実に努めます	14	
					有効性・妥当性の高い情報システムの構築を図ります	17	
					行政手続きの簡素化と利便性の向上を図ります	1	
57				施策合計	37	事業合計（再掲のぞく）	131

平成25年度佐倉市行政評価懇話会スケジュール（案）

日 時（予定）	回数	内 容（予定）
7月31日（水） （午後3時00分～）	第1回	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度行政評価の報告 平成25年度の行政評価について （行政評価懇話会意見交換対象基本施策の選択） 意見交換
月 日 （ 時 分～）	第2回	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる基本施策についての企画担当説明 （必要に応じて現場確認） 意見交換について
月 日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> 部局との意見交換（2～3基本施策）
9月下旬	第4回	<ul style="list-style-type: none"> 部局との意見交換（2～3基本施策）
10月上旬	第5回	<ul style="list-style-type: none"> 部局との意見交換（2～3基本施策）
10月下旬	第6回	<ul style="list-style-type: none"> 意見交換内容の確認 行政評価に関する全体的な意見について
11月上旬	第7回	<ul style="list-style-type: none"> 意見書のとりまとめ
11月下旬	第8回	<ul style="list-style-type: none"> 意見書のとりまとめ
12月下旬	第9回	<ul style="list-style-type: none"> 意見書提出
1月	第10回	<ul style="list-style-type: none"> 意見への対応について（報告）